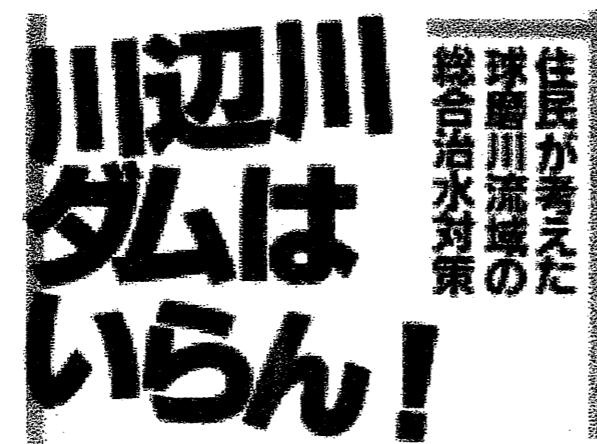


水源開発問題全国連絡会

第13回総会資料



2006年10月29日

熊本市

総会資料 目次

★ 事務局からの報告

- 事務局からの報告と提案 ----- 事務局からの報告 1~5
- 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して ---- 事務局からの報告 6~18
- 利根川水系河川整備基本方針の非現実性 ----- 事務局からの報告 19~21
- 球磨川・基本高水流量の審議過程の虚構 ----- 事務局からの報告 22~28
- 利根川流域市民委員会の要望書 ----- 事務局からの報告 29~30
- 補助ダム問題(奥胎内ダム、太田川ダム、新内海ダム) ---- 事務局からの報告 31~38
- 全国のダム事業の状況[国交省関係] ----- 事務局からの報告 39~43
- 穴あきダムの問題 ----- 事務局からの報告 44~47
- 最上小国川ダム(仮称)構想予定地視察報告 ----- 事務局からの報告 48~49

★ 各地からの報告

- 木曽川水系河川整備計画策定の進め方(徳山ダム問題) -- 各地からの報告 1~5
- 太田川ダム問題 ----- 各地からの報告 6
- 山鳥坂ダム問題 ----- 各地からの報告 7~14
- 最上小国川ダム問題 ----- 各地からの報告 15~17
- 東南アジア半島部のダム問題 ----- 各地からの報告 18~20
- フィリピンのダム問題 ----- 各地からの報告 21~24
- ハッ場ダム問題 ----- 各地からの報告 25~31
- [参考]川辺川ダムの予定地の状況 ----- 各地からの報告 32~33
- 渡良瀬遊水池の大規模掘削事業 ----- 各地からの報告 34~36

第13回総会 事務局からの報告と提案

1 総論

今年はなんと言っても「河川整備基本方針策定作業のデララメサ」が露呈された一年でした。

水源連関係だけでも昨年から現在にかけて沙流川水系、吉野川水系、利根川水系、淀川水系、九頭竜川水系、那賀川水系、矢作川水系、球磨川水系、黒部川水系の基本方針が小委員会に諮られ、淀川水系と球磨川水系以外は既に基本方針が告示されています。

(全国の1級河川109水系の内、2006年9月30日現在で基本方針が策定されている水系は54水系です。その54水系名と策定年月日の一覧を右の表に示します。)

基本方針が策定された水系では河川整備計画の策定作業に入ります。

総会では特に、吉野川水系、利根川水系、球磨川水系の基本方針策定過程とその内容、および河川整備計画策定の状況について報告しあい、問題点の抽出と抜本的対策について討議をお願いいたします。

昨年からの課題として補助ダム問題があります。国土交通省との話し合いの設定がなかなか進まず、関係者の皆さんには大変申し訳ありません。

やっとこの10月17日に3つの補助ダム（内海ダム再開発・香川県、太田川ダム・静岡県、奥胎内ダム・新潟県）について、新潟県選出の近藤正道参議院議員に国交省との話し合いを設定してもらいました。

その結果は別項に記します。

この総会で、各地のダム反対運動の勝利に向けて、水源連として取り組むべきことについての討議をお願いします。

その一つとして、河川整備基本方針策定や河川整備計画策定の問題を内外に明らかに得ると共に、その打開策を探っていくため、東京でシンポジウムの開催と国土交通省交渉をおこなうことを事務局から提案いたします。

もう一つは、ダム反対運動体が一団となって国にあたることです。水源連発足当時は

2006年10月21日現在の基本方針策定水系		
水系名(策定日)	水系名(策定日)	水系名(策定日)
天塩川(H15.2.4)	網走川(H18.4.24)	留萌川(H11.12.1)
石狩川(H16.6.14)	後志利別川 (H18.2.14)	沙流川(H11.12.1) (H17.11.18変更)
釧路川(H18.9.1)	岩木川(H17.5.20)	高瀬川(H16.10.29)
鳴瀬川(H18.2.14)	阿武隈川(H16.1.26)	米代川(H14.4.4)
子吉川(H16.10.29)	最上川(H11.12.1)	那珂川(H18.4.24)
利根川(H18.2.14)	多摩川(H12.12.19)	鶴見川(H17.5.20)
荒川(H14.4.4)	黒部川(H18.9.1)	常願寺川(H17.11.18)
手取川(H15.10.2)	狩野川(H12.12.19)	富士川(H15.2.4)
安倍川(H16.6.14)	菊川(H18.2.14)	豊川(H11.12.1)
矢作川(H18.4.24)	庄内川(H17.11.18)	雲出川(H18.9.1)
櫛田川(H15.10.2)	由良川(H11.12.1)	紀の川(H17.11.18)
九頭竜川(H18.2.14)	千代川(H18.4.24)	天神川(H18.4.24)
斐伊川(H14.4.4)	高津川(H18.2.14)	芦田川(H16.6.14)
吉野川(H17.11.18)	那賀川(H18.4.24)	重信川(H18.4.24)
肱川(H15.10.2)	遠賀川(H16.6.14)	山国川(H18.9.1)
筑後川(H15.10.2)	松浦川(H18.4.24)	本明川(H12.12.19)
白川(H12.12.19)	大分川(H18.2.14)	大野川(H11.12.1)
番匠川(H16.1.26)	五ヶ瀬川(H16.1.26)	大淀川(H15.2.4)

ダム計画に対する反対運動はそれぞれの地域内での孤立した状況を余儀なくされていました。その状況を克服することを目的に水源連が結成されました。一丸となって建設大臣交渉を実現させたこともあります。

長良川河口堰問題を含め、ダムに対する批判と国に対する批判が全国的に盛り上がる中で、国はダム計画の見直しをせざるを得なくなりました。それが「ダム等審議委員会」です。「ダム等審議委員会」をばねに、細川内ダム、旧足羽川ダム、渡良瀬遊水池総合開発第Ⅱ事業は中止を獲得することができました。

しかし、最近の国の姿勢は当時よりも反動化し、ダム計画のごり押しが目立つようになりました。一方で、各地のダム反対運動がそれぞれの課題で忙しく、現状では水源連の仲間同士の結束が十分にされていません。

今年は、この状況を打開し、ダム政策の元締めである国に対する行動が必要と考えます。この件についても本総会で検討をお願いします。

新足羽川ダム、辰巳ダム、最上小国川ダム、のように、各地で「穴あきダム」が計画されています。この総会で、「穴あきダム」の問題点を整理・確認し、今後、内外に広く「穴あきダムの問題点」を訴えることとします。

昨年の総会で、各運動団体間および水源連事務局間との連携の改善を掲げました。事務局は川辺川ダム問題と最上小国川ダム問題で現地に行き、情報の交換、意見の交換をしました。最上小国川ダム予定地視察報告は別記します。今後は北海道のサンルダム、秋田の成瀬ダムなど、これまでに水源連との関わりがあまりなかったダム反対運動とも連携をとり、輪を広げるよう努めます。

水源連ホームページの充実、水源連紹介のリーフレットの改訂版作成が宿題でした。水源連ホームページの充実は遅れています。今年はその実現をはかります。

水源連紹介のリーフレットの改訂版作成についてはこれまでのリーフレットを全面的に見直し、あらたに「ダムはいらない」と題するパンフレットにしました。今日、皆様に配布いたします。ダム反対運動を広げるために活用をお願いします。

2 河川整備基本方針、河川整備計画に関連した動き

河川整備基本方針の策定に対して、水源連は社会资本整備審議会河川分科会の小委員会の会議を傍聴するとともに、とりわけ利根川水系、球磨川水系の小委員会に対して意見書を提出するため、地元運動体とともにその作成作業に取り組みました。

河川整備基本方針検討小委員会（河川分科会の小委員会）では関係都道府県知事が委員として任命されています。国土交通省に対して意見を持つ知事以外は代理を出席させています。吉野川と淀川の場合は徳島県知事、滋賀県知事がそれらの最終日に出席し、県の意見を陳述しました。吉野川の場合は第十堰を基本方針に含めないことを徳島県知事が要望し、受け入れられた結果になっています。淀川の場合は、琵琶湖に注ぐ河川にダムを造らないのであれば洪水時に琵琶湖からの流下を調節する堰を全開にすることを滋賀県知事が求めました。このダムがらみの決着が流域自治体間でついていないこともあり、淀川水系の小委員会は中断したままになっています。球磨川水系の場合は川辺川

ダム計画を抱えているので、県にとっての重要課題であることから、潮谷熊本県知事が毎回出席して意見を述べています。県民に対して河川行政に責任を持つている知事が河川行政の根幹を決める検討小委員会に出席するのは当然のことです。しかし、球磨川水系の検討小委員会は事務局（国土交通省河川局）から提示された基本高水流量とその説明について熊本県知事が「納得できない」と言明しているにもかかわらず、事務局の案を認めてしまいました。そんなことが許されてしまうのであれば、知事を委員に加えている意義を小委員会が自ら否定することになります。

利根川水系、球磨川水系の小委員会に対する意見書の作成、傍聴を通して分かることは、委員たちは国交省のお抱え学者のようなものであって、事務局に迎合する発言ばかりです。球磨川の小委員会では潮谷知事が孤立無援のたたかいを強いられています。潮谷知事以外は科学的な意見がほとんど皆無であって、国交省にとって都合の悪い住民側からの意見書を敵対視さえしています。事務局案として提示されている基本高水流量の値について「その算出方法に問題があり、過大になっている」という主旨の意見書に対しては「安全度を下げることにつながるようなことは認められない。論議する必要がない」という無茶苦茶な対応です。

「結論ありき」の審議会なので、強引な説明と極めて安易な同意がまかり通り、科学性をかなぐり捨てて従来の数値を踏襲した基本高水流量が決められてきています。

球磨川水系小委員会の場合のデタラメサについては、後掲の「球磨川・基本高水流量の審議過程の虚構」をご覧ください。

総会では小委員会のイイカゲンさ、デタラメさを具体的に出し合う中から、それへの対応策を皆で考えましょう。

3 河川整備計画策定に関連した動き

このように科学的な議論なしで河川整備基本方針が策定されてきているのですが、一方で、「結論が先にありき」の国交省のずさんな資料とその場限りの説明から、河川整備計画の策定の段階で住民側が使える材料がいくつも得られてきています。しかし、それらの材料を有効に使える場を確保できなければ、宝の持ち腐れになりかねません。利根川水系などでは、河川整備計画策定準備段階から住民参画の道を開くための運動が進んでいます。

河川整備計画策定といえば淀川方式、とりわけ淀川流域委員会が最もすぐれた流域委員会であるといわれています。その理由は、公募の委員がいること、事務局を外部委託しているので公平性が高いこと、委員会としてきちんとした論議がされていること、完全に公開されていて傍聴者も意見を言えること、委員会が独自に流域住民の声を聞く機会をつくっていること、などにあります。一方、費用がかかりすぎている、時間がかかりすぎている、などの問題もあります。

肱川の場合は流域委員会といつても住民の参加がなく、流域委員会としてのまとめもないというひどいものでした。

吉野川の場合は流域委員会を作らずに、「学識者会議」、「流域住民の意見を聴く会」、「流域市町村長の意見を聴く会」という、意見を聴く三種類の場を設置することになり、今年の6～8月からはじまっています。しかし、これは、河川管理者と住民が論議できる場ではなく、単に意見を聴くおくだけのものでしかありません。

利根川の場合は、流域住民が連携して利根川流域市民委員会を結成し、「河川整備計画の策定は住民参画で。まずは淀川方式の流域委員会の設置を求める」ことを関東地方整備局に申し入れました。利根川流域市民委員会の詳細は後掲の「利根川流域市民委員会の資料」を参照してください。

「自分たちの川のあり方を決めるのは、本来は流域住民である」ので、流域住民同士が川のあり方を議論し合うシステム、いわば、住民による流域委員会を設置させることは是非とも必要です。この視点に基づいて、活動の状況をそれぞれ報告しながら、河川整備計画策定への本格的な住民参加を実現するための論議を総会で進めましょう。

4 補助ダム問題

都道府県が起業者であるダムに対して、その申請に基づいて国交省と厚生労働省が補助金を出しています。

香川県の内海ダム再開発、静岡県の太田川ダム、新潟県の奥胎内ダムについて、補助金の支出を決めている国交省と厚労省に対して、私たちは県への指導と補助金の支出凍結を求めていました。3ダムともその必要性がないだけでなく、住民への真摯な対応をしていません。

去る10月17日に新潟県選出の近藤正道参議院議員による2回目のヒアリング（国交省と厚生労働省の担当者と私たちの話し合い）を行いました。

内海ダム再開発からは石井亨氏、太田川ダムからは岡本尚氏、奥胎内ダムからは三橋允子氏、事務局からは2名が参加しました。各々のダムの主要な問題点を整理して国交省に提示しましたが、担当者は「具体的なことを把握できていない」との口実で自身についての具体的な討議に入ることができませんでした。

次回は国交省と事前に詰めた上で、一ダムに限定してじっくり議論したいと考えます。とりあえずは未着工の内海ダム再開発を取り上げていくこととします。

総会では、住民の意見をないがしろにしてダム計画のごり押しをする県の強引な姿勢に対してどのように運動を進めていくかについても話し合いたいと思います。

5 水源連の今年の課題

(ア) 河川整備基本方針策定、河川整備計画策定の民主化をはかるためのシンポジウム開催と国への働きかけ。河川法の改正を視野に入る。

開催時期は淀川水系流域委員会の存続問題を意識して、できれば来年早々。

開催場所は東京。

(イ) ダム反対運動体が一致団結して、国や国会にダム中止を働きかける。

開催時期は参議院選挙後の早い時期。

開催場所は東京。

今年度の水源連総会・全国集会として位置づけることも考えられる。

(ウ) 穴あきダムの問題点を明らかにする。

(エ) 補助ダム問題の継続

(オ) 各地のダム反対運動との連携を広げていく。

(カ) 海外へのダム輸出問題への対応。

(キ) 互いの情報交換を図るためのツール（機関紙、メーリングリスト、HPなど）の改善。

(ク) 世話人会の開催

上記の各問題、とりわけ上記(ア)、(イ) 2つの課題についての具体化・検討を議題とする。

6 2006年度会計報告および2007年度予算について

水源連2006年度会計報告 (2005年11月1日～2006年10月31日)

単位:円

内訳		
収入の部	1 前年度繰越金	880,004 このうち切手31,740
	2 年会費個人	242,000
	3 年会費団体	150,000
	4 カンパ	66,000
	5 収入	232,200 資料売り上げ、見学会残金、報酬費
	2~5の小計	690,200
	合計	1,570,204
内訳		
支出の部	水源連だより印刷代	237,050 水源連だより35号～38号、封筒印刷代
	水源連だより送料	62,335 ヤマト運輸便 ただし38号分は未
	備品購入費	13,000 スピーカー（講演用）
	事務費	39,567 宛名シール、コピー、葉書、通信ほか
	調査費	292,000 情報公開資料請求印紙代ほか
	行動費	208,600 川辺川現地（3回）、小国川現地（1回）ほか
	振り込み手数料分担	6,920
	合計	859,472
収入－支出	次年度繰越金	710,732 このうち切手30,070

2006年度収支、支出総額は、2005年度収入（169万円）、支出（81万円）に比較して大きく変わりませんでしたが、上記表の収入2～5は、58万円も減額しました。これは、2005年度に多額のカンパがあったためです。2007年度は水源連パンフレットも活用し、会員拡大を目指します。「水源連だより」はこれまでと同様に年4回発行します。事務局が現地との交流を図るために予算は、前年度と同様に20万円を、ホームページの充実用に10万円を計上します。

7 役員の選任（案）

顧問
共同代表
会計

矢山有作
嶋津暉之
和波一夫

藤田 恵
遠藤保男（事務局長兼務）

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して

● 河川整備基本方針

河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の事業名は記載しないが、基本高水、計画高水流量の設定によりダム等と河道への洪水流量の配分を決める。

● 河川整備計画

河川整備基本方針の目標の範囲で今後20～30年間に行う河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水上の上位計画になる。

旧河川法時代の工事実施基本計画との違い

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

工事実施基本計画は ① 環境の視点がない。

② 地域の意見を反映したものではない。

③ 長期目標と事業計画が混在している。

河川法

（河川整備基本方針）

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

3 國土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間にについて、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

1 河川整備基本方針

全国の一級水系 109 水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は 2006 年 9 月末日現在で 54 水系である。国土交通省は 2007 年度までに基本的にすべての水系について河川整備基本方針を策定する方針を打ち出し、各水系の河川整備基本方針を急ピッチで策定する作業を進めている。

(1) 河川整備基本方針の策定の手順（一級水系の場合）

- ① 国土交通省が社会资本整備審議会河川分科会（かつての河川審議会）に当該水系の河川整備基本方針について諮問
↓
- ② 河川分科会の河川整備基本方針検討小委員会が審議
↓
- ③ 検討小委員会の委員長が河川分科会に報告。河川分科会が国土交通省に答申
↓
- ④ 国土交通省が当該水系の河川整備基本方針を策定

(2) 審議の実態

③の河川分科会では議論はほとんどなく、小委員会の報告がそのまま素通りする。②の検討小委員会の審議も形骸化している。

検討小委員会の審議の回数と時間

吉野川の場合	審議回数	2回	延べ審議時間	約3時間
利根川の場合	審議回数	5回	延べ審議時間	約8時間
球磨川の場合	現在進行中で今までの審議回数	7回	延べ審議時間	約18時間

ほとんどの水系は審議回数が 2 回、延べ審議時間は 2 時間程度であって、利根川は例外的に回数と時間が多く、球磨川は例外中の例外でダントツに回数と時間が多い。

[検討小委員会の審議]

会議の半分程度の時間は事務局からの説明に使われており、審議といつても、各委員が 1 回程度発言するだけであり、その発言も科学的な知見に基づくものはきわめて少ない。委員の顔ぶれを見ると、下記のとおり、専門委員はほとんどが御用学者である。

検討小委員会の委員（球磨川の場合）

委員長	近藤 徹	（財）水資源協会理事長
委 員	綾 日出教	（社）日本工業用水協会顧問
〃	池淵周一	京都大学防災研究所教授

伊藤 和明	防災情報機構会長
岡本 敬三	（財）林業土木コンサルタント顧問
岸井 隆幸	日本大学理工学部教授
楠田 哲也	北九州市立大学大学院国際環境工学研究科教授
小池 俊雄	東京大学大学院工学研究系社会基盤工学専攻教授
○ 小松 利光	九州大学大学院工学研究院教授
越澤 明	北海道大学大学院工学研究科教授
坂本 弘道	（社）日本水道工業団体連合会専務理事
佐藤 準	全国土地改良事業団体連合会専務理事
谷田 一三	大阪府立大学大学院理学系研究科生物学専攻教授
塙本 隆久	（財）国際緑化推進センター理事長
中川 一	京都大学防災研究所流域災害研究センター教授
浜田 康敬	（独）水資源機構理事
福岡 捷二	中央大学研究開発機構教授
○ 福永 浩介	熊本県人吉市長
虫明 功臣	福島大学理工学群共生システム理工学類教授
森 誠一	岐阜経済大学経済学部教授
森田 昌史	（財）日本水土総合研究所理事長
○ 潮谷 義子	熊本県知事

○以外の委員は常連の委員、小松氏は九州の水系の委員。

〔審議の運営〕

公開で行われ、傍聴を認めているが、傍聴席の数が少ない。（球磨川の場合は、先着 15 名は直接の傍聴が可能で、16 番目以降の人は別室のモニターテレビで傍聴できるようになっている。）

審議の議事録は後日、国土交通省のホームページに掲載されるが、発言者の名前は伏されている。

意見書を前日までに提出すると、各委員に配付されるが、意見書の内容が審議されることはきわめて少ない。

(3) 検討小委員会が承認する基本方針の内容

検討小委員会が承認する基本方針の内容は、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画をほとんどそのまま踏襲するもので、科学的な根拠が乏しいものになっている。

① 利根川水系の河川整備基本方針

利根川水系河川整備基本方針は別紙 1 のとおり、現実性の乏しいものであった。

② 球磨川水系の基本高水流量

球磨川水系の河川整備基本方針は審議の途中にあるが、その基本高水流量の審議は別紙 2 のとおり、「結論が先にありき」の非科学的なものであった。

(4) 基本方針の審議はどうあるべきか

基本方針の事務局案に基本的な問題があるにもかかわらず、検討小委員会は議論すべきことを議論しないまま、事務局案をほとんどそのまま承認している。河川法が改正されてから早くも9年が経過した。本来はもっと前から各水系の河川整備のあり方について着実な議論を積み上げてくるべきであったにもかかわらず、昨年から急に猛スピードで審議を終わらせ、事務局案をほとんどそのまま承認しようとするのは理解しがたいことである。検討小委員会においては、利根川水系等の水系ごとに専門部会を設置し、事務局案だけに依拠するのではなく、委員自らが専門的な検討を行い、時間をかけて議論し、しっかりと審議を行うべきである。

そして、基本方針の審議では住民が意見を述べる場が全くない。この状況を改善するため、検討小委員会は、パブリックコメントを求めるとともに、さらにその意見提出者と河川管理者が徹底して議論できる場を用意すべきである。

(5) 従前の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによってダム建設の必要性をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは25～40年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積してきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめてしまつたため、基本高水流量の科学的な見直しが行われないまま、河川整備基本方針が策定されてきている。

表1は、河川整備基本方針が定められた一級水系の基本高水流量を従前の工事実施基本計画のそれと比較したものである。54水系のうち、47水系は従前の工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲し、残りの7水系は計画規模を大きくしたことなどによってむしろ基本高水流量を引き上げている。基本方針の策定にあたって、基本高水流量を従来の値より小さくしたところは皆無である。

(6) 河川整備基本方針の意味

① 単なる看板としての河川整備基本方針（利根川、多摩川などの多くの水系）

策定された一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実に実施することが困難な計画になっていること

が多い。利根川についてはすでに（3）で述べた。たとえば、多摩川は基本高水流量（石原地点）が毎秒8,700m³、計画高水流量が6,500m³であって、洪水調節必要量が2,200m³であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2,200m³の洪水調節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、現実性がなければならない。そこで、多摩川のような河川の場合は、河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。（表2（1）、表2（2）参照）

多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8,700m³（石原地点）、整備計画の目標流量は4,500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。端的な例をもう一つあげれば、由良川である。この場合は、基本高水流量が毎秒6,500m³（福知山地点）、整備計画の目標流量が3,600m³であり、後者は前者の55%である。多摩川の場合も由良川の場合もダムの適地はなく、基本高水流量に対応する河川整備を行うことは不可能となっている。さらに、河道整備の方も計画高水流量どおりに実施することは到底無理ということで、河川整備計画の目標流量を基本高水流量の半分に近い数字に引き下げている。他の河川でも河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定していることが多い。

河川整備計画の目標流量と基本高水流量との乖離をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国土交通省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害がもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

② ダム建設に直結する河川整備基本方針（球磨川水系）

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されない。ところが、球磨川の場合は川辺川ダムの治水上の位置づけがきわめて大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくとも川辺川ダムを前提とした内容になってしまふ可能性が高い。

具体的に言えば、従来の工事実施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7,000m³/秒、計画高水流量が4,000m³/秒で、既設の市房ダム（400m³/秒の効果）と新設の川辺川ダムで3,000m³/秒の調節を行うことになっている。そし

て、現在の流下能力は国土交通省の計算では3,900m³/秒となっている。このように、球磨川の従来の工事実施基本計画は川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっており、河川整備基本方針が従来の基本高水流量と計画高水流量を踏襲すれば、川辺川ダムの名を記載しなくとも、川辺川ダムを前提としたものとなる。

その場合は、河川整備計画はあくまで河川整備基本方針の枠内でつくられるものであるから、整備計画には川辺川ダムの建設が記載されることになる。したがって、球磨川については、川辺川ダムの建設中止の道を開くために河川整備基本方針の策定期階において基本高水流量と計画高水流量の数字を見直していかなければならない。

③ ダムの規模拡大に利用される河川整備基本方針（九頭竜川水系）

足羽川ダム計画については美山町に建設する当初計画（総貯水容量7,180万m³の多目的ダム）が中止され、1999年にダム予定地を上流側の池田町に移すダム案になった。この案は、足羽川の支流・部子川にダムを建設して、4河川（足羽川と他の3支川）の洪水を導水トンネルで導いてためるというもので、当初の足羽川ダムと同規模の多目的ダム案であった。4河川の洪水を延べ11kmの導水トンネルで導くという、経済効率がひどく悪い案であった。しかし、その後、2002年になって福井市水道も福井県工業用水道もダム計画から撤退したため、足羽川ダム計画に対する世間の目がますます厳しくなり、2004年7月の福井豪雨の前には710万m³の治水専用ダム（1支川の洪水のみ導水）の案まで縮小された。ところが、福井豪雨で大きな災害が出たので、その年の10月には足羽川ダム計画は息を吹き返して、1,370万m³の治水容量の倍増案に変わった。

さらに、九頭竜川水系河川整備基本方針が2006年2月に策定されたことを利用して、更に倍増する計画に変った。河川整備計画原案の内容は「ダムの本体は基本方針に合わせて、4河川からの洪水の導水が可能なように2,870万m³の容量にする。導水トンネルは水海川と部子川の間のみとし、他の導水トンネルは次期以降の整備計画で策定することにするが、水海川と部子川の間のトンネルは他の3河川からの導水を考慮した、基本方針に見合う大きさにする。」というものである。ということで、基本方針の内容をしっかりと使って足羽川ダムの容量をさらに倍増する計画になったのである。

このように足羽川ダム計画は、一時は旧ダム計画の1/10の規模まで縮小されていたが、基本方針を利用することにより、4割の規模まで復活する案になった。

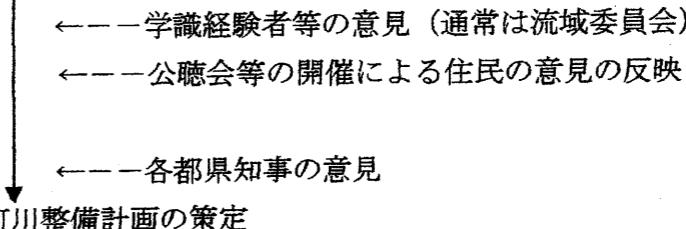
2 河川整備計画

（1） 河川整備計画の主な内容

- 目標流量（想定最大洪水流量）
- その内訳（河道対応流量、上流の洪水調節量）
- 河道整備の具体的な内容
- ダムが必要な場合はダムの名と規模

（2） 河川整備計画の策定手順

河川整備計画の原案



（3） 河川整備計画づくりの例

① 住民に開かれた淀川水系流域委員会（9ページの【参考】を参照）

- 流域委員会の委員：一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議が審議して決定
流域委員会の運営：委員が自主的に決定し、事務局は民間シンクタンクが担当
公開性：会議、会議資料、議事録等は原則としてすべて公開
流域委員会の会議：傍聴席からも意見を述べる時間がとられている。
2003年1月 流域委員会が淀川水系5ダムの原則中止を提言

② 住民の意見を封殺した肱川水系流域委員会（肱川：愛媛県）

- 流域委員会の委員：四国地方整備局が人選
流域委員会の回数：たった4回で終了（委員会としての意見をまとめることもなく終了）
公聴会：たった1回
四国地方整備局が、山鳥坂ダム計画を含む河川整備計画を押し

③ 流域委員会を設置しない吉野川水系

- 四国地方整備局は2006年5月に流域委員会を設置せず、意見を聞く三種の場を設置することを発表した。

表2(1) 一級水系の河川整備計画(2006年9月現在)

(整備計画が策定された順番で示す。)

36	菊川(静岡県)	1／100	国宝	1,500	1,500	1,500	1,500	0	1974年
39	大分川(大分県)	1／100	府内大橋	5,700	5,700	5,000	5,000	700	1979年
40	鳴瀬川(宮城県)	1／100	三本木	4,100	4,100	3,100	3,300	800	1980年
41	九頭竜川(福井県)	1／150	中角	8,600	8,600	5,500	5,500	3,100	1979年
42	高瀬川(島根県)	1／100	高角	4,200(高達)	5,200	4,200(高達)	4,900	300	1968年
43	那珂川(茨城県等)	1／100	野口	8,500	8,500	6,600	6,600	1,900	1993年
44	那賀川(徳島県)	1／100	吉庄	11,200	11,200	9,000	9,300	1,900	1998年
45	松浦川(佐賀県)	1／100	松浦橋	3,800	3,800	3,400	3,500	300	1975年
46	網走川(北海道)	1／100	美幌	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1960年
47	矢作川(愛知県等)	1／150	岩津	8,100	8,100	6,400	6,400	1,700	1974年
48	千代川(鳥取県)	1／100	行燈	6,300	6,300	5,500	5,700	600	1984年
49	天神川(鳥取県)	1／100	小田	3,500	3,500	3,500	3,500	0	1968年
50	豊富川(愛媛県)	1／150	出合	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1995年
51	雲出川(三重県)	1／100	雲出橋	8,000	8,000	6,100	6,100	1,900	1986年
52	劍路川(北海道)	1／100	標茶	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1967年
53	黒部川(富山県)	1／100	愛本	7,200	7,200	6,200	6,500	700	1975年
54	山国川(大分県)	1／100	下鹿原	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年

[注]以上のはかに、目標流量が記載されていない石狩川水系幾春別川の河川整備計画がある。

表2(2) 基本高水流量と整備計画目標流量の比較

		基準点	①基本高水流量 (m ³ /秒)	②整備計画目標流 量(m ³ /秒)	②／①	③基本方針の計画規模
1	留萌川(北海道)	大和田	1,300	1,050	0.81	1／100
2	多摩川(東京都等)	石原	8,700	4,500	0.52	1／200
3	大野川(大分県等)	白滝橋	11,000	9,500	0.86	1／100
4	豊川(愛知県)	石田	7,100	4,650	0.65	1／150
5	沙流川(北海道)	平取	6,600	4,300	0.65	1／100
6	最上川(山形県)	両羽橋	9,000	7,600	0.84	1／150
7	中筋川(高知県)	磯ノ川	1,200	1,000	0.83	1／100
8	狩野川(静岡県)	大仁	4,000	3,100	0.78	1／100
9	白川(熊本県)	代維橋	6,400	3,400	0.68	1／150
10	荒川(新潟県等)	花立	6,100	2,200	0.94	1／100
11	肱川(愛媛県)	大洲	6,100	5,000	0.79	1／100
12	由良川(京都府等)	福知山	6,100	3,600	0.59	1／100
13	米代川(秋田県等)	二ツ井	6,100	2,800	0.85	1／100
14	櫛田川(三重県)	両郡橋	6,100	4,100	0.66	1／150
15	本明川(長崎県)	裏山	6,100	1,070	1.00	本明川ダム
16	石狩川水系夕張川(北海道)	清幌橋	6,100	2,200	0.65	夕張シユーバロダム
17	子吉川(秋田県等)	二十六木橋	6,100	2,400	0.65	鳥海ダム
18	大淀川(宮崎県)	柏田	6,100	8,100	1.00	(岩瀬・綾北・綾南ダム)
19	高瀬川(青森県)	小川原湖の水位	6,100	ピーク水位 1.70m	1.00	0
20	番匠川(大分県)	番匠橋	6,100	3,100	0.65	600
21	筑後川(佐賀県等)	荒瀬	6,100	1/50洪水	1.00	(松原・下筌ダム)、大山ダム

利根川水系河川整備基本方針の非現実性

1 十数基以上の新規ダム建設が必要で、その実現可能性はゼロ

利根川水系河川整備基本方針は基本高水流量 $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ を踏襲したため、従前の工事実施基本計画と同様、現実性のない事項を多く含むものになっている。

八斗島地点より上流で必要な洪水調節量は $5,500\text{ m}^3/\text{秒}$ であって、そのうち、既設6ダムとハッ場ダムで対応できるのは国土交通省の説明によれば、 $1,600\text{ m}^3/\text{秒}$ であるから、その差、 $3,900\text{ m}^3/\text{秒}$ は今後建設するダムと遊水池で調節しなければならない。利根川上流部には地形的に遊水池の適地があまりないから、ほとんどダムに依存することになる。利根川上流部で今後必要なダムの基数を比例計算で求めると、次のようなになる。

$$7\text{ 基} \div 1,600\text{ m}^3 \times 3,900\text{ m}^3 = 17\text{ 基}$$

工事実施基本計画における新規ダムの必要基数を同様の計算で求めた結果は19基であったから、基本方針も同程度の基数である。この新規ダム建設の可能性を考えた場合、利根川上流部では治水目的を含む多目的ダムが4基も次々と中止になってきているから、今後新たにダムを計画して建設することは1基であっても極めて困難である。まして、19基であろうと、17基であろうと、そのように数多くのダムを新たに計画して建設することは不可能な話である。

以上のように、利根川水系河川整備基本方針の内容は工事実施基本計画と同様に現実性のないものになっている。

2 やはり実現性がない新しい利根川放水路計画

非現実的な $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ という基本高水流量を踏襲したために、利根川水系河川整備基本方針には上流ダム群の建設計画だけでなく、実現性のないことがそのほかにも記載されている。その端的な例は新しい利根川放水路計画である。(図2)

従前の利根川放水路計画は戦前の1939年に計画されたもので、利根川下流から東京湾に $3,000\text{ m}^3/\text{秒}$ の洪水を流下させるために、我孫子市から千葉市に向かって川幅 $225\sim340\text{ m}$ 、延長 32 km の水路を開削するものであった。この計画は発表された当時から巨額の費用を要するため、その実現は疑問視されていたが、その後、放水路予定地は次第に市街化が進んで、現在は人家が密集しているところが多く、用地買収の面でまったく不可能となっていた。利根川放水路は利根川水系工事実施基本計画の非現実性を示す、代表的な例になっていた。

そこで、今回の河川整備基本方針では、放水路に流す洪水流量を従来 $3,000\text{ m}^3/\text{秒}$ から $1,000\text{ m}^3/\text{秒}$ に減らし、経路については印旛沼を経由してその排水路である

印旛沼放水路から東京湾に流す計画に変更した。既存の水路を使い、しかも、印旛沼で洪水を調節して東京湾に流すようにするから、必要な水路幅が小さくなり、実現が可能だという話になっている。

しかし、新計画も旧計画と同様、実際には実現性がほとんどないものである。印旛沼の周辺地域は洪水の氾濫に長年悩まされてきたところである。1969年に印旛沼の開発工事が完了し、洪水時は印旛沼の洪水を印旛排水機場で利根川へ、大和田排水機場で東京湾の方へと、両方向に流すように改善されたところであって、利根川の洪水を受け入れる余裕などあるはずがない。自流域の洪水の処理だけで手一杯であるのに、利根川の洪水を受けて調節することなど、できるはずがない。

印旛沼とその周辺をよくみれば、実現が困難であることが一目瞭然であるにもかかわらず、あたかも実現可能な計画のように装って新しい利根川放水路計画が基本方針に盛り込まれた。これは、従前の利根川放水路計画の実現性に対する批判が強かつたので、その批判をとりあえずかわすためにつくられた案であって、国土交通省自身がそれを本気で実現しようと考えているとはとても思われないものなのである。

3 あまりにも過大な基本高水流量 $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ を見直すべきである。

基本方針が実現不可能な内容になっているのは、従前の工事実施基本計画のきわめて過大な基本高水流量、 $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ (八斗島地点)をそのまま使っているからである(図1参照)。この数字は、200年に1回の洪水とされる昭和22年のカスリーン台風が再来した場合の流量を洪水流出モデルで計算したものであるが、その計算値には二つの面で根本的な問題がある。一つは、カスリーン台風の実績洪水流量は $17,000\text{ m}^3/\text{秒}$ であって(それも観測流量ではなく、実際値よりも過大だと指摘されている)、当時の上流部の氾濫面積から見て、 $17,000\text{ m}^3/\text{秒}$ に氾濫流量を加算しても、 $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ にまで膨れ上がるはずがないことである。計算に用いた洪水流出モデルに問題があるのである。もう一つは、当時は戦後間もないころで、戦時中の森林乱伐により、利根川流域の山の保水力が著しく低下していた時代であったことを何も考慮していないことである。その後、植林が盛んに行われた結果、昭和30年代に入ってから山の保水力は大きく向上し、最近50年間、 $1\text{ 万 m}^3/\text{秒}$ を越える洪水は来ていない。

この二点を踏まえて、すなわち、カスリーン台風時の氾濫流量を正しく把握し、さらに森林の成長による山の保水力の向上を前提として科学的な計算を行えば、カスリーン台風の再来による最大洪水流量は $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ よりはるかに小さい値になる。基本高水流量を科学的な数字に直せば、利根川水系河川整備基本方針を実現性のあるものに変えることができる。

国土交通省・社会资本整備審議会・河川分科会・河川整備基本方針検討小委員会における
球磨川・基本高水流量の審議過程の虚構

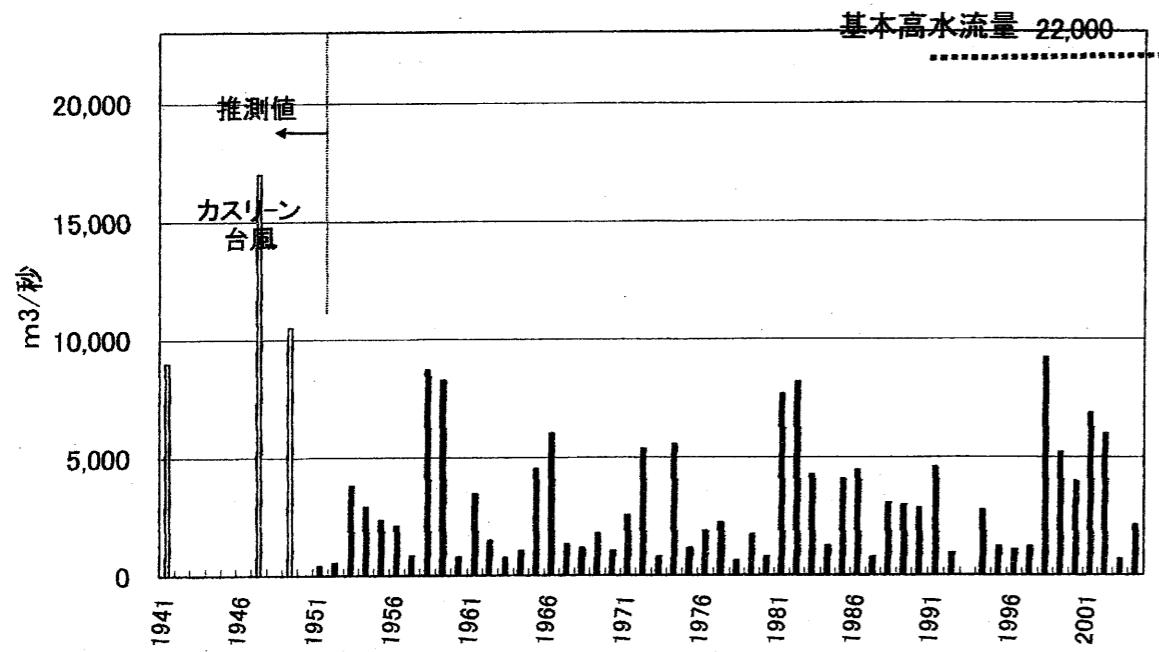


図1 利根川・八斗島地点の年最大流量の推移

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

目 次

- 1 国交省の奇策「降雨継続時間を2日から12時間に変更」—————2
 - ① 12時間雨量の採用は全国的にもレアケース
 - ② 12時間雨量の採用で全く別の洪水波形に変化
 - ③ 洪水ピーク流量との相関が最も高いのは12時間雨量ではなく2日雨量
- 2 従前どおりに2日雨量で計算すると、人吉は6,000m³以下へ—————3
 - ① 過去の洪水データを示す国交省の卑劣さ
 - ② 2日雨量を採用した場合の人吉の基本高水流量は?
- 3 流量確率法による検証のルール無視—————3
 - ① 国交省は適合度の基準を恣意的に広げている
 - ② 国交省は計算結果の安定性の評価をしていない
- 4 森林の保水機能200~250mm説の非科学性—————4
 - ① 国交省自身が別の図では450mm説を展開
 - ② 実際の長期的な降雨が否定する森林保水機能の上限
- 5 森林の生長による保水力の向上—————6
 - ① 過去の洪水データが示す保水力向上の事実
 - ② 現在の森林状態を前提とした1/80ピーク流量は5,500m³/秒以下の値

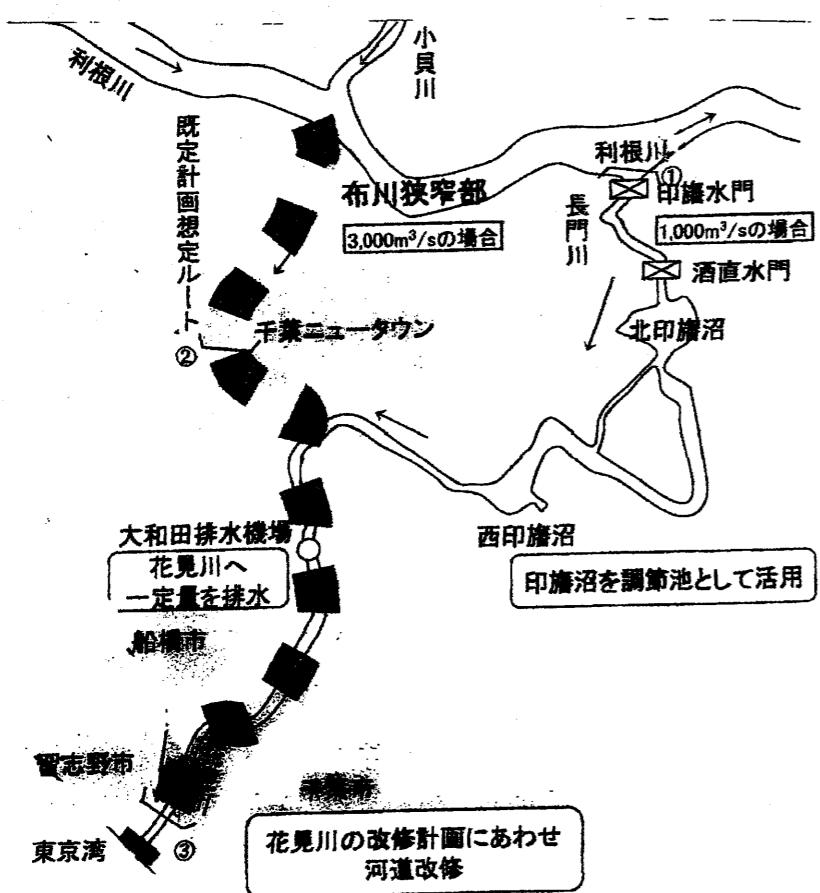


図2 新しい利根川放水路計画

国交省の社会资本整備審議会・河川分科会・河川整備基本方針検討小委員会は、2006年9月6日の会議で事務局案を認め、球磨川の基本高水流量を次の値にするのが妥当とした。

人吉 7,000m³/秒 (80年に1回の洪水)

萩原 9,900m³/秒 (100年に1回の洪水)

しかし、これは「人吉7,000m³/秒が先にありき」の結論であって、科学性も合理性もなく、7,000m³/秒の数字を無理矢理捻り出したものでしかない。科学的に計算すれば、80年に1回の人吉の洪水は5,500m³/秒程度になるにもかかわらず、国交省はいわば禁じ手を用いて、7,000m³/秒という数字を捻り出した。さらに、森林の保水力が洪水ピークに大きな影響を与えることは確かな事実であるにもかかわらず、国交省はそのことを否定して、なりふり構わず7,000m³/秒という基本高水流量を維持することに力を注いだ。

III 太田川ダム問題

国土交通省および厚生労働省への要望事項

2006年10月17日

太田川ネット

グループ太田川水未来・太田川ダム研究会・「太田川ダムはいらない」住民協議会)

- ① 遠州地域水道では将来にわたって十分に余裕のある水源が確保されているので、太田川ダムに新規水源を求める必要性はまったくなく、また、河川整備計画の段階において費用対効果がきわめて低い太田川ダムを急いでつくる必要性もない。さらに、太田川ダムは堆砂の進行によって短期間に機能を失うことが確実に予想される。これらの問題を再三再四指摘したにもかかわらず、静岡県は公開の場での議論に応じようとしない。これらの問題は公開の場で十分に議論すべきことであるので、国は静岡県に対して公開討論会に応じるよう、説得していただきたい。
- ② 太田川ダム工事の骨材原価は一般の市価4.5倍～6倍、天竜川産骨材の現場渡し価格の4倍という、異常な高値になっている。このような高値がまかり通る行財政仕組みを見直しするよう、静岡県を指導していただきたい。
- ③ 天竜川水系河川整備基本方針の策定に当たり、根拠不明な天竜川の河川維持用水を早急に見直し、それによって天竜川からの新規取水の道を開くよう、中部地方整備局浜松河川国道事務所に対し、指示していただきたい。
- ④ 静岡県が上記①の公開討論会の開催に応じるまで、太田川ダム事業への補助金支出を凍結していただきたい。
- ⑤ 上記の公開討論会が開催された場合は、その結果を踏まえて、太田川ダム事業への補助金支出の是非を再検討していただきたい。

太田川ダム計画の問題点（要旨）

1 遠州地域水道の水需給からみて太田川ダムはまったく不要

遠州地域水道では一日最大取水量の実績が最近は横這いに近い傾向になっている。そして、この需要実績を大きく上回る保有水源が確保されている。今後の人口増を考慮した将来の水需要の上限値を想定しても、十分に余裕のある水源が確保されているので、太田川ダムに新規水源を求める必要性はまったくない。

ところが、静岡県はそのホームページにおいて意味の異なる計画給水量を使って給水実績／計画給水量が89～96%であり、水需給には余裕がほとんどないと県民に思わせるようなデータを掲載している。県民を錯覚させようとする県の姿勢はきわめて問題である。

2 根拠が不明な天竜川の河川維持用水8.5m³/秒の一部利用をなぜ行わないのか。

天竜川の河川維持水量8.5m³/秒は半世紀以上前の1953年2月26日付けの中部地建局長の通達によるものであって、その根拠は河川構造物維持及び流水の疎通能力保持のための水位を確保するものであり、現在は下流部の状況が変わって、その根拠は失われている。この河川維持用水を少し見直すだけで、太田川ダムの開発水量0.65m³/秒の何十倍という新規取水が可能となる。天竜川水系河川整備基本方針の策定に当たり、この根拠不明な河川維持用水の見直しが検討されていると聞く。それならば、その見直しを早急に行って、天竜川の新規取水の道を開くべきである。

3 太田川の治水対策として費用対効果がきわめて低い太田川ダムを選択すべきではない

太田川ダム計画が長期的な河川整備基本方針の中に位置づけられているとしても、河川整備計画では太田川ダムを建設せずに、河道改修のみで対応する方式を選択することは可能である。その事業費を試算すると、太田川ダム＋河道改修の場合が670億円であるのに対して、河道改修のみの場合は約400億円であり、6割程度の費用で済むことになる。この事業費を比較すれば、河川整備計画の段階において費用対効果がきわめて低い太田川ダムを急いでつくる必要性はまったくなく、すべて河道改修で対応すべきである。

4 堆砂の進行により短期間で機能を失う太田川ダムを建設すべきではない。

静岡県は原野谷川ダムの比堆砂量の実績をそのまま使って太田川ダムの堆砂容量を求めているが、この二つのダムは総貯水容量が約10倍違うので、原野谷川ダムの実績を太田川ダムに適用することはできない。その理由は大きなダムと小さなダムでは土砂の捕捉率が異なり、同じ土砂が流れ込んでも堆砂速度が違ってくるからである。貯水容量を考慮して太田川ダムの堆砂速度を求めると、太田川ダムは11年後には堆砂容量が土砂で完全に埋まり、43年後には利水容量の半分が埋まって利水機能が半減することになる。そして、75年後には利水機能も完全になくなり、そのあとは治水機能が年々低下していくことになる。このように、堆砂の進行によって短期間に機能を失う太田川ダムは建設すべきではない。

5 堤体用骨材の異常に高い原価を生み出す行財政的仕組みの見直し

太田川ダム工事第2工区（原石山と骨材製造プラント）の契約額を開示させ、「H17年度第4回設計書」にもとづいて骨材原価の計算を行ったところ、18,474円/m³という原価が算出された。これは一般の市価（3,000～4,000円/m³）とくらべて4.5倍～6倍、天竜川産骨材の現場渡し価格（4,550円/m³）とくらべても4倍の高値である。ダム工事の骨材原価は市民的常識からすれば異常に高値といわざるをえない。このような高値がまかり通る行財政仕組みの見直しを要請する。

IV 補助ダムの共通の問題

ダムに河川工事予算の大半を投入し、河川改修を軽視する河川整備計画

1 費用対効果がきわめて低い「奥胎内ダム」を選択する胎内川河川整備計画

胎内川水系河川整備計画の内容は次のとおりである。

黒川橋基準点（100年に1回の洪水を想定）

基本高水流量 2,180m³/秒

計画高水流量 1,500m³/秒

ダムによる調節量 680m³/秒

調節量の内訳 胎内川ダム（既設） 560m³/秒

奥胎内ダム 120m³/秒

この河川整備計画の事業費を新潟県土木部河川整備課に問い合わせたところ、次のとおりであった。

奥胎内ダム 328.02億円（ダム事業費 330億円の治水負担割合 99.4%）

河川改修 23.8億円

胎内川の治水対策として投じられる費用のうち、92%は奥胎内ダムの建設であり、河川改修はわずか8%にすぎない。

この河川整備計画における奥胎内ダムと河川改修の事業費／効果を比べると、2ページに記したとおり、前者は後者の17倍以上にもなり、費用対効果がきわめて低い。河川改修にかける費用を少し増やせば、奥胎内ダムなしで同じ治水効果を得られる可能性が高い。

2 新内海ダムのみに依存し、河川改修をないがしろにする別当川河川整備計画

別当川水系河川整備計画（河川整備基本方針も同じ内容）による治水対策の事業費は次のようになっている。河川改修にかける費用はわずか1億円であり、ほとんど新内海ダムの建設（内海ダム再開発事業）のみを行う治水計画になっている。

・新内海ダム 168億円

・河川改修（別当川橋の上流側 改修延長 約85m） 1億円

河川改修の費用がきわめて少ないので、6ページで記したようにずさんな流下能力の計算によって、河川改修を要する区間を改修対象からはずしてしまうという致命的なミスを犯しているからである。

3 費用対効果がきわめて低い太田川ダムを推進する太田川河川整備計画

太田川水系河川整備計画の内容は次のとおりである。

豊浜基準点（10年に1回の洪水を想定）

整備計画の目標流量 3,300m³/秒

計画高水流量 3,200m³/秒

太田川ダムによる調節流量 100m³/秒

河川整備計画の費用対効果を計算すると、次のとおりである。

事業費	豊浜基準点の効果	事業費／効果
(100m ³ /秒あたり)		
太田川ダム 298億円	100m ³ /秒	298億円
河道改修 370億円	1,200m ³ /秒	31億円

ここで問題とすべきことは、太田川ダムの事業費／効果が298億円、河道改修のそれが31億円であって、前者が後者の約10倍になっていて、太田川ダムの費用対効果がきわめて低いことである。

太田川ダム計画が長期的な河川整備基本方針の中に位置づけられているとしても、河川整備計画では太田川ダムを建設せずに、河道改修のみで対応する方式を選択することは可能である。なぜなら、整備計画の段階では太田川ダムの効果はわずか100m³/秒であるから、現況の流下能力2,000m³/秒を $2,000+100=3,000$ m³/秒に引き上げれば太田川ダム無しで済ますことができるからである。その費用は太田川ダムを建設するよりもはるかに安い。それは、河川整備基本方針の事業費／効果をみれば明らかである。

太田川水系河川整備基本方針の内容はつぎのとおりである。

豊浜基準点（50年に1回の洪水を想定）

基本高水流量 5,200m³/秒

計画高水流量 4,700m³/秒

洪水調節施設による調節流量 500m³/秒

この調節流量500m³/秒は太田川ダムと三倉川ダム（未定ダム）で調節することになっている。

この河川整備基本方針の費用対効果を計算すると、次のとおりである

事業費	豊浜基準点の効果	事業費／効果
(100m ³ /秒あたり)		
太田川ダム 290億円	270m ³ /秒	107億円
河道改修 580億円	2,700m ³ /秒	21億円

このように、基本方針の全体的な数字を見ても、河道改修の事業費／効果は21億円にとどまっているのであるから、整備計画段階であと100m³/秒の流下能力の増強を図る場合の費用は整備計画の31億円をみれば十分であると考えられる。

したがって、河川整備計画の事業費は太田川ダムがつくる場合は298億円+370億円=670億円となるが、河道改修のみで対応した場合は31億円+370億円=400億円で、6割程度の費用で済むことになる。

以上の事業費を比較すれば、河川整備計画の段階において費用対効果がきわめて低い太田川ダムを急いでつくる必要性はまったくなく、すべて河道改修で対応すべきである。

別紙1 今なお継続中のダム事業

全国のダム事業の状況〔国交省関係〕

(国交省の予算概要による)

今なお継続中のダム事業（平成18年度）

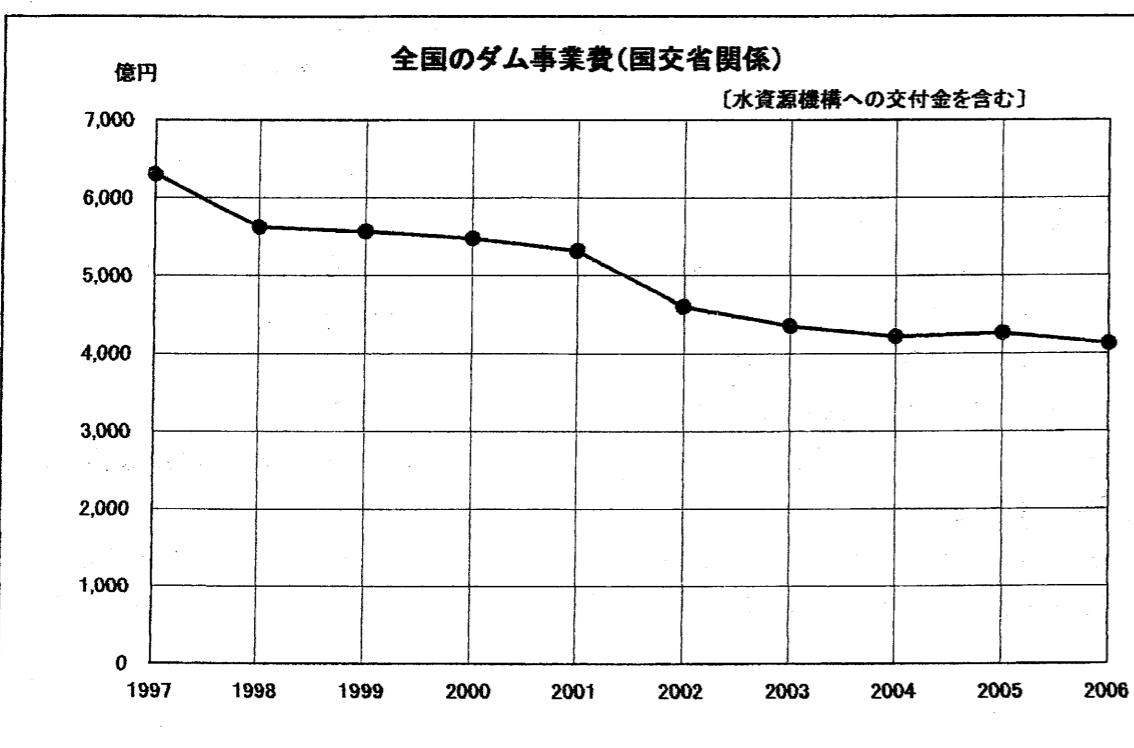
175事業 (別紙1)

直轄事業

多目的ダム	40事業
直轄河川総合開発事業（治水ダム等）	11事業
直轄流況調整河川事業	2事業
水資源機構事業	10事業
補助事業	
河川総合開発事業（多目的ダム）	55事業
〃	（生活貯水池）
治水ダム建設事業	27事業

中止になったダム事業 (別紙2)

	ダム	生活貯水池 (100万m ³ 未満)	計
1997年度	4	4	8
1998年度	3	3	6
1999年度	4	3	7
2000年度	0	0	0
2001年度	33	14	47
2002年度	3	5	8
2003年度	11	2	13
2004年度	7	3	10
2005年度	1	2	3
2006年度	1	0	1
2007年度	1	0	1
計	68	36	104



直轄ダム

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	18年度 事業費	備考
多目的ダム建設事業			
紀の川大滝ダム	奈良	3,890	建設工事
球磨川川辺川ダム	熊本	3,400	"
利根川ハッ場ダム	群馬	35,689	"
淀川猪名川総合開発	大阪、兵庫	553	"
渡川中筋川総合開発	高知	870	"
最上川長井ダム	山形	10,195	"
利根川湯西川ダム	栃木	8,567	"
米代川森吉山ダム	秋田	14,410	"
木曾川新丸山ダム	岐阜	3,030	"
神戸川志津見ダム	島根	8,464	"
紀の川紀の川大堰	和歌山	4,439	"
大分川大分川ダム	大分	2,998	"
北上川胆沢ダム	岩手	16,740	"
天竜川三峰川総合開発	長野	720	"
江の川灰塚ダム	広島	3,420	(完成予定)
嘉瀬川嘉瀬川ダム	佐賀	12,270	"
淀川大戸川ダム	滋賀	3,000	"
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	140	"
荒川横川ダム	山形	5,778	"
岩木川津軽ダム	青森	3,717	"
千代川慶ダム	鳥取	5,260	"
斐伊川尾原ダム	島根	9,130	"
庄川利賀ダム	富山	2,200	"
九頭竜川足羽川ダム	福井	720	"
本明川本明川ダム	長崎	450	"
雄物川成瀬ダム	秋田	2,442	"
豊川設楽ダム	愛知	1,850	"
沙流川沙流川総合開発	北海道	1,159	"
石狩川忠別ダム	北海道	8,459	(完成予定)
留萌川留萌ダム	北海道	4,193	"
石狩川幾春別川総合開発	北海道	1,707	"
天塩川サンルダム	北海道	1,173	"
沖縄東部河川総合開発	沖縄	1,160	"
沖縄北西部河川総合開発	沖縄	10,992	"
筑後川城原川ダム	佐賀	120	実施計画調査
緑川七瀬ダム	熊本	20	"
鳴瀬川鳴瀬川総合開発	宮城	160	"
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	140	"
子吉川島海ダム	秋田	330	"
矢作川上矢作ダム	岐阜	80	"
直轄河川総合開発事業			
白川立野ダム	熊本	670	建設工事
木曾川横山ダム再開発	岐阜	2,470	"
肱川山島坂ダム	愛媛	1,000	"
肱川鹿野川ダム改造	愛媛	650	"
石狩川夕張シユーパロダム	北海道	5,399	"
荒川上流ダム再開発	埼玉	100	実施計画調査
那賀川総合整備	徳島	103	"
筑後川水系ダム群連携	福岡	280	"
利根川上流ダム群再編	群馬、埼玉	360	"
天竜川天竜川ダム再編	静岡	800	"
木曾川木曾川水系連絡導水路	岐阜	620	"
直轄流況調整河川事業			
筑後川佐賀導水	佐賀	2,200	建設工事
利根川那珂川霞ヶ浦導水	茨城	2,200	"

水資源機構ダム

補助ダム

補助ダム

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度事業費	備考
水資源開発事業			事業費(交付金) 上段():利水費を含む。 (共同費)
木曾川徳山ダム	岐阜	(24,932) 16,890	建設工事 共同費には、公共費(交付金)を水資源機構の自己資金で先行調整する7,800百万円を含む。
荒川滝沢ダム	埼玉	(7,300) 3,987	"
荒川浦山ダム	埼玉	(439) 209	(償還分)
淀川日吉ダム	京都	(560) 340	"
利根川恩川開発	栃木	(7,920) 7,238	建設工事
筑後川大山ダム	大分	(5,860) 3,585	"
淀川上ダム	三重	(1,510) 1,063	"
利根川武藏水路改築	埼玉	(240) 239	"
淀川丹生ダム	滋賀	(660) 361	"
筑後川小石原川ダム	福岡	(1,050) 921	"

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度事業費	備考
河川総合開発事業(補助)			事業費(公共費)
堤川 駒込ダム	青森	418	建設工事
篠川 篠川ダム	岩手	1,000	"
盛川 豊生ダム	"	2,681	(完成予定)
筒砂子川 筒砂子ダム	宮城	0	" ※1
迫川 長沼ダム	"	3,563	"
小坂川 砂子沢ダム	秋田	3,734	"
鬼面川 網木川ダム	山形	1,448	"
今出川 今出川総合開発	福島	68	"
木戸川 木戸ダム	"	2,999	"
烏川 倉渕ダム	群馬	0	" ※1
碓氷川 増田川ダム	"	87	"
夷隅川 大多喜ダム	千葉	68	"
破間川 広神ダム	新潟	2,721	"
胎内川 奥胎内ダム	"	358	"
琴川 琴川ダム	山梨	1,195	(完成予定)
浅川 浅川ダム	長野	0	" ※1
砥川 下諏訪ダム	"	0	" ※1
夜間瀬川 角間ダム		0	" ※1
町野川 北河内ダム	石川	1,287	"
荒城川 丹生川ダム	岐阜	1,365	"
大八賀川 大島ダム	"	20	"
太田川 太田川ダム	静岡	3,096	"
鳥川 男川ダム	愛知	40	"
河内川 河内川ダム	福井	396	"
浄土寺川 浄土寺川ダム	"	2,739	"
吉野瀬川他 日野川総合開発	"	2,224	"
畠川 畠川ダム	京都	179	"
安威川 安威川ダム	大阪	5,443	"
新湊川 石井ダム	兵庫	130	"
武庫川 武庫川ダム	"	0	" ※1
切目川 切目川ダム	和歌山	693	"
浜田川 浜田川総合開発	島根	889	"
沼田川 福富ダム	広島	2,538	"
錦川 平瀬ダム	山口	1,371	"
深川川 大河内川ダム	"	192	"
香東川 桧川ダム	香川	814	"
別当川 内海ダム(再)	"	493	"
澁川 五名ダム(再)	"	150	"
和食川 和食ダム	高知	249	"

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度事業費	備考
那珂川 五ヶ山ダム	福岡	3,808	建設工事
祓川 伊良原ダム	"	826	"
鹿島川 中木庭ダム	佐賀	2,100	" (完成予定)
井手口川 井手口川ダム	"	859	"
川棚川 石木ダム	長崎	388	"
中島川他 長崎水害緊急	"	394	"
伊木力川 伊木力ダム	"	1,017	"
志佐川 笛吹ダム	"	363	(完成予定)
路木川 路木ダム	熊本	161	"
一ツ瀬川 吹山ダム	宮崎	0	" ※1
徳富川 徳富ダム	北海道	2,856	"
当別川 当別ダム	"	1,816	"
厚真川 厚幌ダム	"	1,288	"
儀間川他 儀間川総合開発	沖縄	150	"
有田川 有田川総合開発	佐賀	0	実施計画調査 ※1
村松川 村松ダム	長崎	0	" ※1

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度事業費	備考
治水ダム建設事業(補助)			事業費(公共費)
気仙川 津村ダム	岩手	250	建設工事
儀明川 儀明川ダム	新潟	48	"
常浪川 常浪川ダム	"	20	"
鶴川 鶴川ダム	"	350	"
上川 蓼科ダム	長野	0	" ※1
犀川 長巳ダム	石川	700	"
長良川 内ヶ谷ダム	岐阜	300	"
加茂川 烏羽河内ダム	三重	330	"
安曇川 北川ダム	滋賀	917	"
芹川 芹谷ダム	"	380	"
大津川 横尾川ダム	大阪	634	"
千種川 金出地ダム	兵庫	185	"
岩井川 岩井川ダム	奈良	400	"
都治川 波積ダム	島根	1,202	"
益田川 益田川ダム	"	632	" (完成予定)
八幡川 植毛ダム	広島	60	"
賀茂川 仁賀ダム	"	650	"
綾川 綾川ダム群連携	香川	100	"
巨瀬川 薩波ダム	福岡	3,000	"
川辺川 五木ダム	熊本	92	"
稻葉川他 竹田水害緊急	大分	5,100	"
新川 西之谷ダム	鹿児島	706	"
大和沢川 大和沢ダム	青森	30	実施計画調査
川内沢川 川内沢ダム	宮城	0	" ※1
最上小国川 最上小国川ダム	山形	118	"
清川 清川ダム	長野	0	" ※1
矢原川 矢原川ダム	島根	40	"

(注)備考欄の※1の事業については、準備段階にある事業等のうち、事業見直し検討の途上にあり、当面の間、事業進捗が見込まれない事業について、補助事業としての予算計上を見送るものであり、見直しの結果、事業促進が方向づけられた場合には、予算計上を再開するものである。

中止になったダム事業(国土交通省関連)

1997~2007年度 68事業(36事業)【カッコ内は生活貯水池(100万m³未満)】

1997年度から	4事業(4事業)	1998年度から	3事業(3事業)	1999年度から	4事業(3事業)
	【直轄事業】 日橋川上流総合開発(福島) 福戸井調節池総合開発(茨城)	【補助事業】 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)		【補助事業】 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)	
2000年度から		2001年度から(続)		2002年度から	3事業(5事業)
	【直轄事業】 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	【補助事業】 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 閑川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口)		【補助事業】 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笛子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)	
2001年度から	33事業(14事業)			2003年度から	11事業(2事業)
	【直轄事業】 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)			【直轄事業】 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畠生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	【公団事業】 栗原川ダム(群馬) 【補助事業】 浅川ダム(長野) 下諏訪ダム(長野) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)
2004年度から	7事業(3事業)			2005年度から	1事業(2事業)
	【直轄事業】 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)	【補助事業】 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 三用川生活貯水池(新潟) 磯崎生活貯水池(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 倉渦ダム(群馬)(凍結)		【直轄事業】 木曽川流水総合改善事業(岐阜) 【補助事業】 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)	
2006年度から	1事業	2007年度から	1事業		
	【補助事業】 中村ダム(青森)				【補助事業】 吹山ダム(宮崎)

穴あきダムの問題

水需要の飽和現象によって利水の必要性が失われたため、治水目的だけになるダム計画が増えている。治水面の必要性もないことはいうまでもないが、その治水ダムを「環境にやさしい」という名目で穴あきダムに変更するケースも増えてきている。

穴あきダムで計画されたり、或いは穴あきダムの案が浮上してきているダムの例をあげれば次のとおりである。

辰巳ダム(石川県、県営ダム)
新・足羽川ダム(福井県、直轄ダム)
丹生ダム(滋賀県、水資源機構ダム)
武庫川ダム(兵庫県、県営ダム)(武庫川流域委員会はダムなしを提言)
最上小国川ダム(山形県、県営ダム)
城原川ダム(佐賀県、直轄ダム)
浅川ダムの代替案(長野県、県営ダム)

穴あきダムは河床部に通水口を開けて常時水を流す仕組みであって、通常時は川の流れを遮らず、土砂も堆積しづらく、増水時はダムの貯水機能が働き、下流への流量を抑える働きをするとされ、「環境にやさしい」ダムをうたい文句にしているが、現実にはそうではない。

下記の辰巳の会の申し入れ書にあるとおり、穴あきダムは環境等に多大な影響を与えるものである。すでに完成した穴あきダムとしては、島根県の益田川ダム(県営ダム、総貯水容量650万m³、2006年竣工)があり、今後、詳細な現地調査が必要だが、すでに多くの問題が指摘されている。

〔辰巳の会等の申し入れ書〕

2006年10月18日

石川県知事殿

申し入れ

新辰巳ダムは、犀川の生態系を破壊し、
金沢の治水計画を大混乱させる

辰巳ダムそのものは、過大な洪水=既往最大の2倍、有史以来発生していない規模=を前提にしているもので、まったく無駄以外のなにものでもなく、再三にわたって貴職に申し入れてきましたが、県は昨年11月25日、強制収用を前提にする事業説明会を開催しました。

当日の説明会で県は、一方的に計画を説明するだけで、参加者からの質問にまともに答えることが出来なかつたことは記憶に新しいところです。

続いて、穴あきダムなる形を決めるための辰巳ダムデザイン検討委員会が、去る10月4日、最終回の会議で提言をまとめました。私たちは、過去の委員会の議論や水理模型実験検討会資料を検討してきましたが、公開資料が少なく、限られた資料の中からも、「環境に優しい」とされる穴あき・新辰巳ダムそのものにも重大な欠陥があることがわかりました。

簡単に記すと、

- ①穴の存在は流木対策に決め手がない。
- ②文化財の目の前に巨大なコンクリート擁壁は許されない。
- ③堤体上流部や副ダムでは、ダム固有の堆砂や水質問題が発生する。
- ④上流では水位変動が激しく斜面崩壊が誘発される。
- ⑤湛水池の水位変動は中小動物の殺戮を繰り返す。
- ⑥下流での中小洪水が減少し河川環境が激変する。
- ⑦魚や川虫類の回遊を遮断し生態系の破壊を招く。
- ⑧委員会で、生態系についての検討がまったくない。
- ⑨上流部で斜面固め工事が際限なく続けられ、無駄遣いは止まらない。
- ⑩金沢市全域の河川で、本来の堤防補強などの治水対策がおろそかになる。

こうした問題が明らかになりましたので、貴職におかれましては、辰巳ダムデザイン検討委員会から提出される提言を受け入れることなく、ダム計画の即時中止・凍結、国交省への事業認定申請の中止、強制収用中止などを申し入れます。

以上

◆申し入れ団体

- ・辰巳の会(兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会・事務局長:碇山洋)
- ・犀川の河川整備を考える会(代表:中 登史紀)
- ・ナギの会(代表:渡辺 寛)

[穴あきダムについての新聞報道1] 朝日新聞 大阪版 2006年4月3日

穴あきダム、計画ラッシュ 貯水なし、治水専用 安い建設費・「延命」批判も

ダム堤体の下部に放流口を設け、普段は水をためない治水専用の「穴あきダム」が各地で次々と計画されている。今月中には島根県営の益田川ダムが初めて完成。国直轄や水資源機構管理の大規模ダムでも、昨年7月に多目的ダムからの転換が打ち出された丹生ダム(滋賀県)に続き、2月には足羽川ダム(福井県)の建設方針が決まった。国交省などは多目的ダムよりも建設費が安く、環境への影響も小さいと利点を挙げるが、「逆風が強いダム建設の延命策だ」と批判的な見方も出ている。(重政紀元、金子桂一)

●水質配慮PR

既存の大規模ダムのほとんどは治水や発電、農業、水道用水などの多目的ダムで、出水時でも一定の貯水をしておかなければならない。これに対し「放流型」「流水型」とも呼ばれる治水専用ダムは、出水時には一時的に水をためるが、流入量の減少とともに水位は低下する。以前から「穴あき」と呼ばれるダムはあったが、取水・放水口が堤体上部にあるなど貯水を前提としており、常時水をためない設計は益田川ダムが初めてとなる。

貯水の必要がないため堤体が低く、建設費を軽減でき、水没面積も少なくてすむ。水を完全に遮らないため、魚など生物は堤体の上下流を行き来でき、プランクトンなどによる水質悪化もない、と国交省は説明する。

●需要減で転換

不景気や節水技術の進歩で水需要が低迷する一方、台風や豪雨による水害被害が近年も多発していることなどが、計画ラッシュの背景にある。

福井県の足羽川ダムの場合、67年に多目的ダムとして計画されたが、反対運動で難航。県も水需要が見込めず、利水事業からの撤退を決めた。しかし、04年の福井豪雨で1万戸以上が浸水被害を受けたことで、治水専用ダムとして再浮上した。

滋賀県の丹生ダムも近畿最大級の多目的ダムとなるはずだったが、大阪府、京都府など利水事業者がすべて撤退し貯水量の8割の需要が消滅。規模を3分の1にし、5300万立方メートルの穴あきダムに変更された。

●「まず建設同意」

ただ、専門家や住民の間では疑惑も残る。

福井豪雨後、足羽川ダムは総工費620億円で計画され、議論が進められていた。その後、同省は治水容量を約2倍の2870万立方メートルに変更。総工費は1500億円に膨らんだ。専門家が建設の是非を検討した九頭竜川流域委員会のある委員は「治水専用ダムを持ち出すことでまず建設同意を得て、その後、規模を大きくしようとしたのではないか」と話す。

皮肉な事態も生じている。3月中旬には、滋賀県・丹生ダムの建設を推進してきた人たちが、

穴あきダムに反対する住民大会を開いた。

地元の余呉町は、当初の多目的ダム構想に合わせて、ダム湖岸に桜やもみじを植える公園づくりを計画していた。だが、穴あきダムではダム湖はなくなり、ふだんは石で覆われた堤体がむき出しになる。畠野佐久郎町長は「湖のないダムはいらない。観光ダムに期待してただけに、方針転換に驚いている。国は我々をだますのか」と憤る。

◆洪水の調節はできぬことも

淀川水系流域委員会委員長を務める今本博健・京都大名誉教授(河川工学)の話 穴あきダムは洪水を人為的に調節することができないため、下流の危険を救えないことがある。環境への影響もどれだけ軽減されるか十分に検証されているとは言えない。これからの治水は、河道改修や堤防強化を優先すべきで安易な建設は許されない。

〔穴あきダムについての新聞報道2〕朝日新聞 長野版 2006年9月27日

浅川治水対策、「穴あきダム」再検討へ 県、「脱ダム」転換も／長野県

ダム計画を中止した浅川(長野市)の治水対策で、県が2年前に見送った「穴あきダム」(河道内遊水池)を再検討する方針であることが26日、分かった。「穴あきダム」の高さは最低でも約35メートルとされ、河川法は高さ15メートル以上を「ダム」と定義している。このため、ダム建設を選択肢から外した田中康夫前知事による「脱ダム」宣言の転換が具体化する可能性が出てきた。(久保智)

土木部幹部らが同日、村井仁知事や腰原愛正副知事に浅川の治水対策の状況などを説明。「穴あきダム」も選択肢の一つとして方向性が固まったという。ただ、村井知事は流域住民との懇談の場を近く設け、地元意見を尊重する意向を示している。流域を抱える長野市との協議も必要で、治水対策案として採用されるかどうか流動的だ。

「穴あきダム」は河床部に通水口を開けて常時水を流す仕組み。通常時は川の流れを遮らず、土砂も堆積(たいせき)しづらい。増水時はダムの貯水機能が働き、下流への流量を抑える働きをするとされる。

県が04年9月に公表した「脱ダム」後の代替案として盛り込まれ、下流に設置する遊水地を組み合わせた複数の試案が流域住民に提示された。

県は当時「従来のダムとは異なる」と説明したが、高さは最大49・5メートル、最小35・5メートルとされ、「(高さ59メートルの)旧ダム計画の代替案が事実上のダムではおかしい」との批判が相次ぎ、見送られた経緯がある。

県はその後、治水安全度を一時的に下げ、河川改修と遊水地などによる当面20年間の整備計画案を作ったが、将来的に旧ダム計画と同等の安全度を求める国交省との協議は難航している。

最上小国川ダム（仮称）構想予定地視察報告

最上川の支流、小国川上流部に治水を目的とした小国川ダム建設計画があることを鶴岡市議である草島氏から知らされた。

このダム計画の経過、概要をHPで調べた上で、2006年7月9日～10日に佐藤・遠藤が現地視察を行った。案内役は草島氏に頼った。

10日には山形県庁に出向き、データ開示の確認と、河川敷の範囲を明らかにした図面提出を求めた。

1. 小国川ダム（仮称）構想の概要

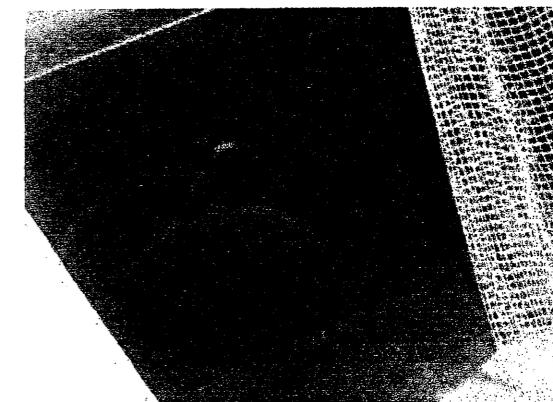
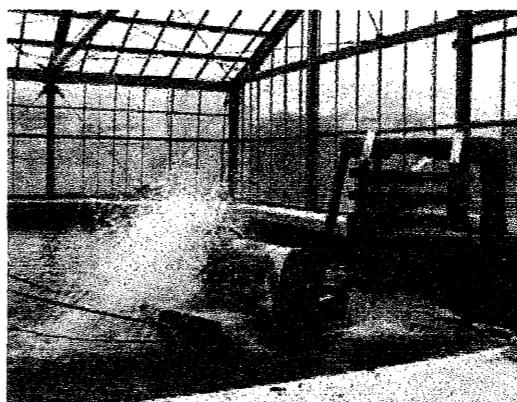
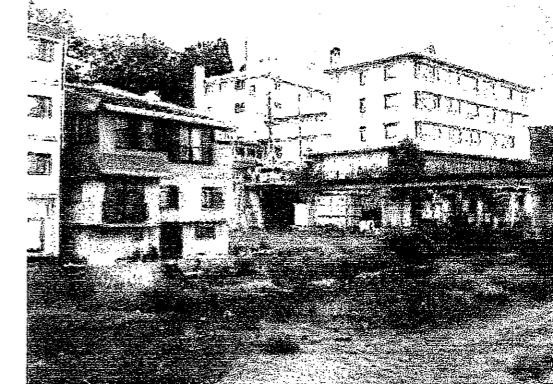
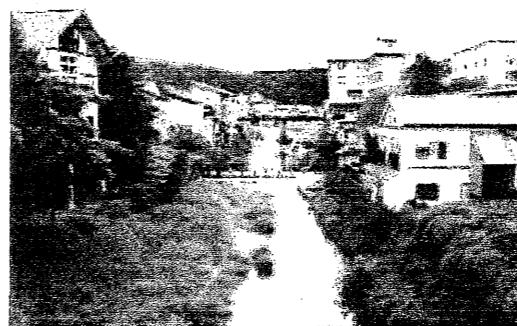
- 目的はとりわけ赤倉地区の治水対策
 - ① ダム予定地点の計画高水流量 330m³/秒のうち、250m³/秒を調節
 - ② 洪水調節容量 220万m³
 - ③ 調節方式は流水型＝穴あきダム
- 建設予定地は赤倉地区の2km上流地点
- 穴あきダムにする理由
 - ① 利水目的がない
 - ② 下流域のアユ生息に悪影響を与えない
- 地域の状況
 - ① 洪水防御対象地とされる赤倉地区内の赤倉温泉街は、掘り込み河川の河川敷に立地している。写真一上段
 - ② 下流は松原アユとして知られるアユの宝庫 写真一中断
 - ③ 渔協は仔アユを育て、山形県内全域に配布している 写真一下段
 - ④ 渔協はダムに反対決議を採択 H12年
 - ⑤ 赤倉温泉街はダムに賛成

2. 最上圏域河川整備計画（変更）策定（知事管理区間）の流れとの関係

- 最上圏域河川整備計画（変更）策定（知事管理区間）の流れ
 - ① 2001年度 「最上小国川ダムを考える懇談会」提言
 - ② 2003年9月24日 最上圏域河川整備計画 決定 小国川ダムは具体的には盛り込まれていない。
 - ③ 2006年1月20日 計画変更を目的に、最上地区小委員会設立
 - ④ 2006年5月23日 座長が報告書を取りまとめ、
 - ⑤ 小委員会が意見募集（7月7日締め切り）
 - ⑥ 2006年7月7日、草島氏たちが意見書を提出

3. 抜本的な対策

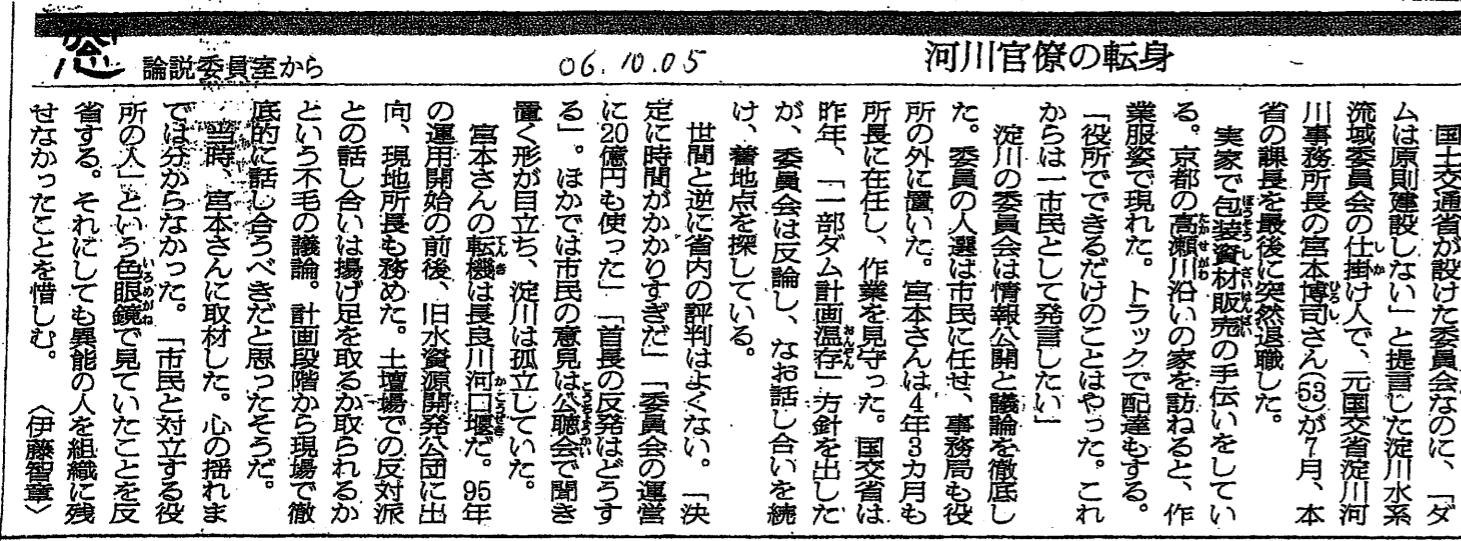
- 赤倉温泉街は、本来は河川敷内であるところを利用している。この状態の改善が最優先。
- この問題を解決するのが街づくりの上でもベスト
- 資料等の開示を求め、ダムの不要性を検証する。
既に山形県にデータ開示請求をしている。
- 渔協の結束が重要。今後の対応として、水口氏や吉村氏を漁協に紹介した。



「木曽川水系河川整備計画策定の進め方」！！！

徳山ダム建設中止を求める会・事務局 近藤ゆり子

【10月10日 第52回淀川水系流域委員会の風景】



淀川水系流域委員会ウォッチャー達は、3ヶ月ぶりに開かれた第52回淀川水系流域委員会に、淀川水系流域委員会の生みの親・育ての親である宮本博司氏が「一市民として」傍聴席に現れるかどうか、大いに盛り上がった・・・宮本氏は現れた。さすがに宮本氏は傍聴者発言はしなかったが、委員会終了後、参加した委員の多くとウォッチャー達の「宮本博司氏の退職を祝う会、乾杯」の場に快く応じた。

が、この日の淀川水系流域委員会は、今後の多難さを表すものだった。今の「第2期」委員の任期切れは2007年1月末。「第1期」→「第2期」の前例からすれば、8月には「次期委員選考委員会」が設置され、10月には「公募」が始まっているはずである。しかし、河川管理者を代表している新しく赴任してきた河川調整官は「まだ何も決まっていません」を繰り返すばかりであった。

第1期の委員で「淀川水系流域委員会ウォッチャーズ」として活動し続けているHさんは、傍聴者発言で涙ながらに訴えた・・・「淀川水系流域委員会の灯を消さないで下さい」。

淀川水系河川整備基本方針の策定作業はなぜか中断したままであり、従って河川整備計画原案も出されていない。暗い予測は「今本委員長を70歳定年で外した後に河川整備基本方針を策定し、旧態依然たる審議会式の流域委員会で河川管理者の思う通りの河川整備計画をチャチャっと策定する、ということなのだろう」・・・しかしこれが一番現実的な予測である。(同時に「予測」通りにならないように、心ある委員も、淀川水系流域住民も努力していることを付言しておきたい)

【河川法改正一河川行政転換と木曽川水系】

長良川河口堰に反対する市民の運動に対して建設省は運用開始を強行した。しかし同時に(95年の河川審答申を受ける形で)「河川法改正」という証文も出さざるを得なかつ

た。曰く「これからは環境重視・住民参加で河川管理を行います。」「治水計画を変更するときは、流域住民の皆様に情報(バックデータも)を公開し、十分な議論を尽くします。」

反対のハの字もなかった徳山ダム事業を「ダム審」の対象にしたのは、木曽川水系でせめて情報を出して説明くらいはしないと・・・という河川官僚側の「証文の読み方」であった。(たった2回で打ち切られてしまったものの当会の「建設省との対話(1996.10.10 1997.2.16)」企画に乗ってきたのも同じ文脈)

この証文(のうちの16条の2第3項・第4項)をもう一度見てみたい。

//////////////////////////////
第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならぬ。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に關し学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

/////////////////////////////
寺田委員(昨年の淀川水系流域委員会委員長・弁護士)が、特に指摘した通り、第4項は「住民の意見を反映させるために」となっている。これは従来の行政法体系にない「画期的」なことだった。「聴取する=聴くおく」ではないのである。

【「木曽川水系河川整備計画策定の進め方」だって！！！】

河川法改正後、速やかに策定することが予定されているはずの河川整備基本方針は、なかなか策定されないできた。その背景には、市民の側からの「工事実施基本計画」批判や住民運動をどのように捉えつかを巡る河川局内での暗闘があったであろうことは想像に難くない。

木曽川水系の河川整備基本方針・河川整備計画策定を「徳山ダムの完成後」とするであろうことは、分かっていた(事業費増額に絡んで、揖斐川の治水計画を変更した際に、河川法16条の2の手続きをパスしたのは違法行為である)。

堤体工事開始、2002年の荒崎水害、そして事業費増額問題のおりおりで、私達は中部地整河川部に対し「木曽川水系の河川整備基本方針・河川整備計画策定」について、ずっと尋ねてきた(半端ではないしつこさで)。2006年になって、とうとう、河川法改正の趣旨を骨抜きにする「決意」を固め、木曽川水系でも実行し始めている。

以下、8月3日の中部地整河川部の笠森伸博流域調整官からの聴取など

① 木曽川水系河川整備基本方針策定の目途は? → H19年度中

河川整備計画策定のおよその目途は? → 河川整備基本方針策定後、できるだけ早く<木曽川水系河川整備計画策定の進め方>(別掲提示)「7月25日の記者発表です」

1. 「木曽川水系識者から勉強する会」に関する資料

http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/kiso_shikisya/index.htm

2. 「木曽川水系識者から勉強する会」の開催に関する記者発表資料

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisya/2006/07.htm>

② 「ふれあい懇談会」と河川法第16条の2の関係は? → イメージ図

③ 木曽川水系流域委員会を設置するのですか? / 吉野川水系における「学識者会議」とどう違うのですか? / 中部地整がこれまで設置してきた「流域委員会」との異同は?

→ (以下のやりとり)

近藤「イメージ図の中の『(河川法第16条の2第3項) 学識経験者からの意見聴取』に、流域委員会という名を被せる方向なの?」

笹森「まだ決まっていませんが、中部地整でも他の水系・河川で流域委員会という名前でやっているし・・・」

近藤「他の流域委員会では公募委員を入れた例もある。木曽川では公募の検討はしていないでしよう?」

笹森「まだ決まっていませんが、多分しないでしよう」

近藤「河川整備基本方針策定から、河川整備計画原案策定まで2~3ヶ月、第3項・第4項の手続きを経て『整備計画案』にするのが3ヶ月、全部で半年もかければ長い方、ということ? 議論になって長引くことは避けたいということね」

笹森「・・・」(概ね当たっている、ということ)

近藤「ま、日本政府全体が憲法も法律もない滅茶苦茶状態になっていて、河川局だけ真っ当なことをするだろう、と期待すべくもないけど・・・」

「ふれあい懇談会」はすでに各地で行われている。流域自治体と木曽川上流河川事務所との共催なのだが、自治体は「中身は分かっていない」。自治体の広報紙にも載せない。で、人集めは「支所から町内会を通して」なのである。大垣市などは、公共交通機関でいけない会場を設定をした。バスで川を見学した後、会場でタックシートに「意見」を書いてホワイトボードに貼り付けてさせる・・・これが「ふれあい懇談会」の中身である。

河川整備計画原案提示後の「関係住民からの意見」というのもこの調子であろう。これでは「住民の意見を反映させる」ことにはならない。「画期的」な「河川法第16条の2」を骨抜きにした旧態依然たる「よらしむべし知らしむべからず」である。

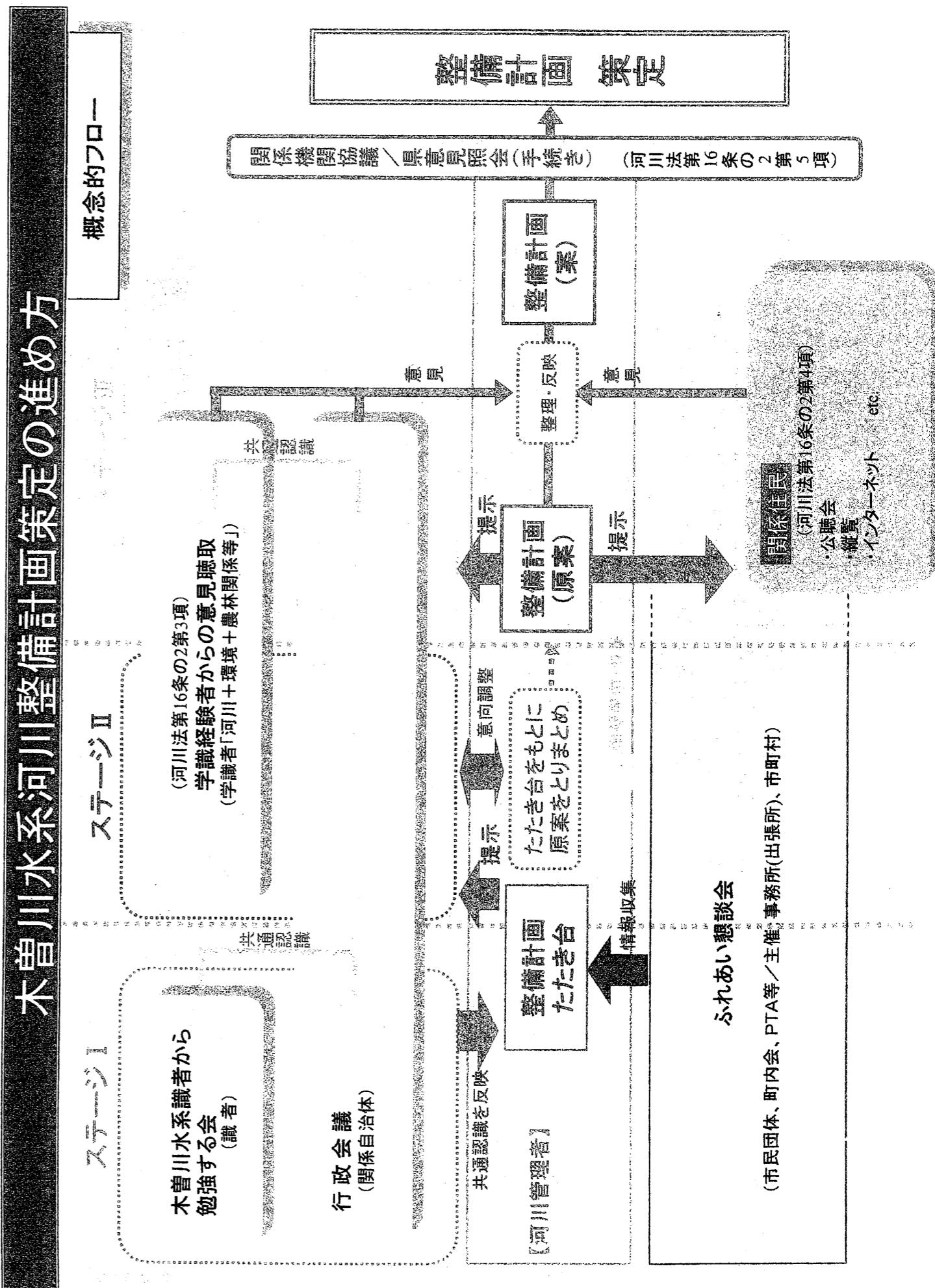
河川局は、1997年河川法改正の起点となった木曽川水系において、河川法改正趣旨を真っ向から否定する宣言を行ったのだ。

* 木曽川水系の河川整備計画策定では、「徳山ダムの水を木曽川に運ぶ導水路 - 900億円? 事業」が最大の問題となるだろう。必然的に、徳山ダム及び長良川河口堰が不要な事業であったことがあぶり出されることになる。「市民的議論にしたくない」わけだ。

10月10日の淀川水系流域委員会では「社会的合意とは?」「住民参加とは?」について、第2期委員会として何らかの意見を纏めようとしていた。「社会的合意とは?」「住民参加とは?」をまさに社会的に認知されるように示さなければ、その実現を行政に迫ることも難しい。「社会的合意」「住民参加」を制度的に保障する道はまだ険しいと言わざるを得ない。

(06.10.17記)

《9月25日の徳山ダム湛水開始強行については、「水源連だより No38」をご覧下さい》



山鳥坂ダム問題のこの一年

2005年 11月21日 環境アセス方法書案に対する意見書公表
 12月20日 財務省原案発表 山鳥坂ダム調査費- 10億円
 鹿野川ダム改造費- 6億5千万円
 2006年 1月19日 貯水池区域に標識を設置
 1月27日 方法書に対する、知事意見書提出 クマタカ調査継続を要望
 3月 9日 第4回山鳥坂ダム環境検討委員会 クマタカ除外
 4月12日 鹿野川ダム 愛媛県から国土交通省へ移管
 6月 6日 第五回山鳥坂ダム環境検討委 基本協定書に重要種4種追加
 7月 9日 第6回山鳥坂ダム環境検討委
 サシバ・クマタカ・ヤイロチョウ保全処置から除外
 7月29日 地権者団体と国土交通省、基本協定書に調印
 8月 9日 第7回山鳥坂ダム環境検討委
 9月12日 第8回山鳥坂ダム環境検討委 絶滅危惧種- 移植案
 10月 3日 杭打ち開始
 10月13日 受任者名簿公開訴訟 大洲市の敗訴確定

☆ 環境検討委員会 方法書の段階を終え、準備書の最終段階へ入っているが、名前のみの検討委員会になっている。愛媛県ですら、クマタカ・ヤマネ・クロモジなどの対応について、科学的な議論を要請している。第8回・第9回の検討委の議論では、貴重な種についてはすべて移植すればよい、移植が困難なものについては、時間がないから準備書に間に合わないとして否定する。「山鳥坂ダム」ありきの環境検討委員会になってしまっている。

☆ 肱川水系河川整備計画の費用について

総額 1,840億円 → 1,960億円 (鹿野川ダムゲート改造費 120億円追加)
 山鳥坂ダム建設事業費 850億円 県負担分 170億円
 鹿野川ダム改造費 420億円 県負担分 82億円
 堤防整備費 690億円 県負担分 258億円
 愛媛県負担分の総額 → 510億円 愛媛県の公債残高 → 9,597億円

☆ 受任者名簿公開訴訟

大洲市の最高裁上告が否定され、高裁の決定が認められ、原告全員に対し 5万円支払うよう決定された。もしこれが認められなかったならば、今後、住民が住民投票を計画することがなくなるのではないかと、危惧していた。鶴岡について2番目の、住民投票の受任者名簿公開であった。

有友正本

〒795-0082 愛媛県大洲市菅田町菅田乙496

国土交通省が大洲市肱川町山鳥坂で進めている山鳥坂ダム建設事業で、同省山鳥坂ダム工事事務所は三日、貯水池の区域を確定する湛水幅杭(たんすいはばい)の設置を上流部から始めた。設置した場所から、土地の境界や面積などを確認する用地調査に入る。

同省が七月、二つの地権者団体と締結した建設に関する基本協定書に基づく最初の事業。地権者は約百五十人で、うち約百人がどちらかの団体に属しているという。杭打つのは標高一六一㍍のダムサイト上端から貯水池の予定区域を結

ぶ線で、右岸約六・三㍍、左岸約五・九㍍。二十㍍間隔で計約六百本を打つ。杭は木製で六㌢角、

高さ六十㌢。三日は作業員が最上流部に近い桟の木瀬地区で一本目の杭を打ち、高さなどを測量。

今後、下流部に向かって作業を進める。

杭打ちは来年一月に終了予定。国土交通省は来月から用地調査も並行して進める予定で、杭で囲まれる約七十六㌶のうち、年

には全域で完了する。用

地調査後、地権者との補償交渉に入る。

同事業は肱川の治水や

中予分水など多目的ダムとして事業が始まった川水系河川整備計画で治

水ダムに転換。二〇一二年ごろの完成予定で、事業費は八百五十億円。環境影響評価(アセスメント)では、同省が二段階の準備書を作成中で、本年度中に評価書をまとめる。



山鳥坂ダムの貯水池を確定する杭を設置する作業員=3日午前、大洲市肱川町山鳥坂

山鳥坂ダム杭打ち開始

貯水区域確定、用地調査へ

山鳥坂ダム

「生々(まことに)配慮不足」

**環境アセス
方法書案 住民の批判相次ぐ**

国土交通省山鳥坂ダム工事事務所(大洲市肱川町)は二十一日、同ダム建設事業の環境影響評価(アセスメント)第一段階となる「方法書案」について住民から寄せられた意見書(二十通)を公表した。生態系頂点のクマタカを上位性法目種に選定しないことが理解できないとする意見書(一通)を除き、地形や河川生態系への配慮不足を指摘する専門家の声が多数寄せられるなど、同案の不備

が浮き彫りになった。同事務所は八月二十三日から一ヶ月間、方法書案を総覧。十月六日までに、建設事業の環境影響評価(アセスメント)第一段階となる「方法書案」について住民から寄せられた意見書(二十通)を公表した。生態系頂点のクマタカを上位性法目種に選定しないことが理解できないとする意見書(一通)を除き、地形や河川生態系への配慮不足を指摘する専門家の声が多数寄せられるなど、同案の不備

着工急ぐ国の姿勢矛盾

山鳥坂ダム建設事業の環境アセスメント手法を定める「方法書案」への意見書(二十通)が、国土交

通省の工事事務所から公表された。二十通の意見書は日本野鳥の会県支部や地元有志、環境NPOなど多彩な団体・個人から寄せられ

た。多くの意見書は市長・市議会議員

に認め、全国初の情報公

開示へとつながった。

また、鹿野川ダムで

見踏された上で方法書

を決定。準備書、評価書

の作成を経て二〇〇六年度中に手続き終了の予定。

建設局は知事や住民の意見を踏まえた上で方法書

を決定。準備書、評価書

の作成を経て二〇〇六年度中に手続き終了の予定。

また、「鹿野川ダムで

見踏された上で方法書

を決定。準備書、評価書

の作成を経て二〇〇六年度中に手続き終了の予定。

また、「鹿野川ダムで

山鳥坂で土地トラスト

大洲4団体 方針確認 ダム反対新段階

ダムの反対運動は、訴訟に至る可能性も浮上。他県の例では、地山ダム(岐阜県)と吉田ダム(岡山县)で、土地収用法に基づく国の事業認定に対し、地権者が事業認定取り消しを求めて提訴している。

山島ダムの用地に絡んで国交省は本年度、建設予定地の土地所有者の境界を確定する「用地調査」に入る。一方、環境影響評価(環境アセスメント)については既に方書をまとめて、針だ。「トラスト運」は環境保全などを目的に、開発予定地の土地などを市民自らが買い取つたり、自治体に買い取りを求めたりして、開発阻止を狙う取り組み。県内では、「環瀬戸内海会議」(代表・阿部悦子真議)が旧弓削町(現・上島町)と旧中島町(同松山市)のゴルフ場計画地で立ち木トラストを実施。今治・小松自動車道建設では、沿線住民が立ち木や借地トラストを展開した。

県負担は510億円

山鳥坂ダム建設や鹿野川ダム改修、堤防整備など今後約三十年間の治水対策を示した「肱川水系河川整備計画」に基づく河川整備事業の県負担分が、現時点で五百十億円が、同計画をめぐつては、二〇〇六年度予算の財務省案に鹿野川ダム改修が盛り込まれ、計画に定めた三事業がすべて事業化されたため試算が可能となつた。県負担分は、災害発生時などには補助率が変わるほか、事業費増大の可能性もあることなどから、あくまで現時点での概算という。

ダム事業の県負担は、般に事業費の三割だ財政力指教などから、のかさ上げがあり二度と試算。県負担の度は、山鳥坂ダム建設

河川整備事業の県負担分
が、現時点で五百十億円
程度になることが七日ま
での県の試算で分かつ
た。県負担の概要が明ら
かになつたのは初めて。
総事業費は従来公表され
ていた千八百四十億円か
ら百二十億円増え、千九
百六十億円に膨らんだこ
とも判明した。増加は鹿
野川ダム改造費が從來の
三百億円から四百二十億
円になつたため。

財務省原案

鹿野川ダムに6億5000万円

肱川整備計画 本格化へ

整備計画は、国交省四 国地方整備局と県が昨年 5月に策定。総事業費は 約1840億円で、約30 年間で整備する方針。山 鳥坂ダムの建設と肱川下 流域の堤防整備、鹿野川 ダム改修の3事業が柱と なっているが、これまで	鹿野川ダム改造について は、予算計上されていな かった。	鹿野川ダムは1959 年に完成。現在はダム堤 防の上部にしか排水口が なく、大雨時に効率良く 水位を下げることができ ないという。このため、 また、財務省原案では	0万円)の改修事業に関する調査や設計のための事業費6億5千万円が初めて計上された。ダム改 造事業が着手される見込みとなり、肱川の治水と環境改善を目指す肱川水系河川整備計画が本格的 に動き出すことになった。

改造事業で初の計上

山鳥坂ダム建設事業についても、環境影響評価や

これを受け、大洲市の
大森隆雄市長は「2年連
続で氾濫による被災を受
けた肱川流域にとって
安全、安心の確保のため
の事業が緒についた思い
た。事業が円滑に進むよ
うに、地元として誠心誠
意、協力したい」と口火
をついた。
山鳥坂ダム建設に反対
している市民団体「大洲
市の住民投票を実現する
会」の有友正本事務局長
(57)は「河床の掘削と堤
川ダムの改修が実施さ
れるのなら、なおさら山農
川ダム建設は必要ない
ではないか」と話した。
一方、加戸守行知事は
「肱川水域の治水対策に
向かつて具体的に大きな
前進」と述べ、高く評価
する考えを示した。地元を
の一般財源総額が前年度
並みの約55兆6千億円を
確保できることにつけて
も「地方の声が通ったの
でホッとしている」と話
した。

約百七十億円。鹿野川ダム改造除は四百二十億円のうち約八十二億円。堤防整備は国直轄事業五百一十二億円と県事業五百八億円に分かれ、それぞれ補助率の変動はあるが一般的な直轄事業が三分の一程度、県事業は二分の一程度で計算すると約二百五十八億円となる。

これに対し、山鳥坂ダム建設に反対する大洲市の市民団体「肱川・水と緑の会」の古久保成三郎さんは「山鳥坂ダムだけでも毎年多額の財政負担を求められ、必要な堤防整備などを遅らせる結果となるのではない」と批判している。

- i 吉野川学識者会議 治水、利水、環境などの学識経験者
大学関係者など18人で構成
- ii 吉野川流域住民の意見を聴く会
上流域2カ所、中流域1カ所、下流域3カ所で開催する。
- iii 吉野川流城市町村長の意見を聴く会
上流域、中流域、下流域のそれぞれで開催

6～8月にそれぞれ1回ずつ開催されてきているが、今後どの程度開催されているのか不明である

しかし、これらはあくまで意見を聴く場であって、淀川水系流域委員会のように是非を議論する場ではないから、四国地方整備局が示す河川整備計画の案の内容を変更させるものにはならない。

〔参考〕委員を公募した一級水系の流域委員会（国土交通省の回答 2005年11月）

名称	河川名	委員数	委員のうち公募の委員数
天竜川流域委員会	天竜川	16	4
土岐川庄内川流域委員会	庄内川	15	2
櫛田川流域委員会	櫛田川	17	2
矢作川流域委員会	矢作川	21	3
安倍川流域委員会	安倍川	21	3
淀川水系流域委員会	淀川	28	7
紀の川流域委員会	紀ノ川	22	5
九頭竜川流域委員会	九頭竜川	22	3
円山川流域委員会	円山川	22	15
揖保川流域委員会	揖保川	20	1
大和川水系流域委員会	大和川	17	3
熊野川懇談会	熊野川	16	3
大淀川水系流域委員会	大淀川	37	11
本明川水系流域委員会	本明川	20	7
五ヶ瀬川水系流域委員会	五ヶ瀬川	23	7

(4) 利根川水系河川整備計画策定に対する流域住民「利根川流域市民委員会」の活動

2006年4月16日 第1回会議（千葉県流山市森の図書館）
6月3～4日 第1回利根川ツアー（群馬県沼田市～千葉県栄町）
6月3日 第2回会議（茨城県古河市ホテル山水）

- 7月10日 関東地方整備局に発足宣言文を提出
- 7月19日 国土交通省からのヒアリング（国会議員の主宰）
- 7月30日 第3回会議（埼玉県さいたま市埼玉会館）
- 9月3日 今本博健・淀川水系流域委員会委員長の講演
- 9月3日 第4回会議（さいたま市埼玉会館）
- 9月22日 国土交通省と関東地方整備局に要望書を提出（別紙3参照）
- 11月4～5日 第2回利根川ツアー（予定）（千葉県佐倉市～茨城県水戸市）
- 11月17日 国土交通省からの第2回ヒアリング（国会議員の主宰）（予定）

〔参考〕淀川水系流域委員会

（2001年2月に50名の委員会が発足し、2005年2月に28名の新委員会が発足）

（1）流域委員会が設置されるまで

①河川管理者の決断

- 河川法改正の趣旨を生かす意欲をもって流域委員会の設置に取り組んだ。
- ・淀川水系河川整備基本方針の日程すら未定の早い段階で委員会の設置準備を開始した。
- ・準備会議の委員を、必ずしも公共事業に好意的とはいえない者を含めて、多分野の学識経験者に委嘱した。

②準備会議

流域委員会のあり方についてつぎのような答申をした。

- ・委員会の組織構成（委員会・地域部会）
- ・公募方式による委員の選出（学識経験者の範囲を拡大し、住民も含める）
- ・会議および会議内容の公開
- ・一般意見の聴取と反映
- ・運営の民間会社への委託

③流域委員会

「河川整備計画原案についての意見」および「関係住民の意見の反映方法についての意見」の答申を目的として設置され、のち「河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議と意見」の答申が目的に追加された。

2 流域委員会の特徴

- ・キャッチボール方式による議論の積み上げ
- ・丁寧な審議（委員会・地域部会・テーマ別部会・作業部会など）
- ・積極的な一般意見の聴取
- ・委員の分担執筆による提言・意見のとりまとめ
- ・委員の無記名投票による委員長・部会長の選出
- ・適度な緊張感のもとでの河川管理者と流域委員会との協働

3 委員会が提出した意見等

- 2003年1月 提言「新たな川づくりを目指して」を取りまとめ（5ダム原則中止）
- 2003年12月 河川整備計画基礎原案に対する意見を提出
- 2005年1月 河川整備計画基礎案に対する答申を提出
- 2005年8月 近畿地方整備局「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解を提出

（以上は主に今本博健・淀川水系流域委員会委員長の講演資料による。）

国交省と対立 「脱ダム」淀川委廃止の危機

読売新聞夕刊 2006年10月17日

1200万人の流域人口を抱える琵琶湖・淀川水系の将来像を議論する「住民参加型」の第三者委員会「淀川水系流域委員会」が存亡の危機にたたされている。

「ダムは生態系に破壊的被害を与える」と脱ダム宣言するなど、国の施策に異を唱えてきた淀川委。委員の改選期が迫るなか、国土交通省は、委員会の継続を明言せず、省内には「廃止すべき」との強硬論も広がりつつある。中央官僚VS淀川委。その対立の行方を流域住民は注視している。

淀川委は2001年、国交省近畿地方整備局の諮問機関として発足した。住民らから厳しい批判を受けた長良川河口堰問題を教訓に1997年の河川法改正で、国が各水系の河川整備計画をつくる際、有識者や住民の意見を聞くのが望ましいとされたからだ。

当時の整備局幹部は全国に先駆けて、住民参加と情報開示を取り入れた委員会を目指し、淀川委は行政主導の旧来の審議会とは異なる運営方法がとられた

河川工学や河川環境の専門家・弁護士などが、委員選考会議を設立、整備局の推薦委員だけでなく、独自に委員を選定、さらに住民から委員を公募した。公募委員9人を含む計53人で発足した淀川委は、運営方法を民間主体で決め、事務局も整備局の施設外に置くなど行政のコントロール下から独立した形となった。

最初の公募委員には今年7月、「もったいない」と旧態依然の開発行政を批判し、現職を破り滋賀県知事に初当選した環境社会学者の嘉田由紀子さんもいる。

だがこうしたプロセスは、中央官僚から見ると、「霞ヶ関のおきて破り」(国交省幹部)。淀川委が03年1月、淀川水系で国が計画中の5ダムについて「ダムは原則建設しない」との提言を出したことで、中央官僚と淀川委の対立が決定的となった。

国交省は昨年1月の委員改選期に、委員数を半減。同年7月には淀川委に事前の説明もなく5ダムのうち「3ダムの建設設計画継続」を公表した。淀川委は、国が策定する淀川水系の整備計画案を審議、意見を述べることになっているが、その大枠を決める国土交通相の諮問機関社会資本整備審議会「淀川整備基本方針検討小委員会」の基本方針がいまだ示されず、計画案の策定作業そのものが宙に浮いている。小委員会の会合は同年11月以降、長期中断しており、「国交省は淀川委を廃止するつもりで、それまで策定作業を先送りしているのではないか」との憶測も飛び交う。

委員は現在、学識者や自然保护団体メンバー、住民ら25人で任期は来年1月まで。前回の委員改選期は、5ヶ月前から公募準備を始めた整備局が今回は3ヶ月前の10月に入っても動かない。

10日に京都市で開かれた第52回委員会でも「廃止に危機」が取りざたされ、委員や一般の傍聴者から、公募制を含めた存続を求める意見が相次いた。

一方近畿地方整備局の神矢弘・河川調査官は委員会後「今は委員会のあり方そのものを検討している」とのべた。

(基本方針が策定された順番で示す。)

表1 一級水系の河川整備基本方針(2006年9月現在)

	計画規模	基準点	基本高水流量 工事実施基本計画	河川整備基本方針 工事実施基本計画	河川整備基本方針 工事実施基本計画	ダム等の洪水調節量 工事実施基本計画	河川整備基本方針 工事実施基本計画	河川整備計画 策定期	
1	留萌川(北海道)	1／100 大和田	1,300	1,300	800	500	1988年	1999年度	
2	最上川(山形県)	1／150 西羽橋	9,000	9,000	8,000	1,000	1974年	1999年度	
3	由良川(京都府等)	1／100 福知山	6,500	6,500	5,600	900	1966年	1999年度	
4	轟川(愛知県)	1／150 石田	7,100	7,100	4,100	3,000	1971年	1999年度	
5	大野川(大分県等)	1／100 自流橋	11,000	11,000	9,500	1,500	1974年	1999年度	
6	白川(熊本県)	1／150 代送橋	3,400	3,400	3,000	400	1980年	2000年度	
7	多摩川(東京都等)	1／200 石原	8,700	8,700	6,500	2,200	1975年	2000年度	
8	狩野川(静岡県)	1／100 大仁	4,000	4,000	4,000	0	1968年	2000年度	
9	本明川(長崎県)	1／100 墓山	1,070	1,070	810	260	1991年	2000年度	
10	米代川(秋田県等)	1／100 ニッヰ	9,200	9,200	8,200	1,000	1973年	2002年度	
11	荒川(群馬県等)	1／100 花立	8,000	8,000	6,500	1,500	1968年	2002年度	
12	斐伊川(鳥取県等)	1／150 上島	5,100	5,100	4,500	600	1976年	2002年度	
13	天竜川(北海道)	1／100 蒜平	6,400	6,400	5,700	700	1987年	2002年度	
14	富士川(静岡県等)	1／150 北松野	16,600	16,600	16,600	0	1974年	2002年度	
15	大淀川(宮崎県等)	1／150 (宮崎)	7,500 (1/70)	9,700	7,000	8,700	1,000	1965年	2002年度
16	手取川(石川県)	1／100 鶴来	6,000	6,000	5,000	1,000	1967年	2003年度	
17	楠田川(三重県)	1／100 西御崎	4,800	4,800	4,300	500	1968年	2003年度	
18	肱川(愛媛県)	1／100 大洲	6,300	6,300	4,700	4,700	1,600	1973年	2003年度
19	筑後川(佐賀県等)	1／150 荒瀬	10,000	10,000	6,000	6,000	4,000	1995年	2003年度
20	阿武隈川(福島県等)	1／150 岩沼	10,700	10,700	9,200	9,200	1,500	1974年	2003年度
21	五ヶ瀬川(宮崎県)	1／100 三輪	6,000 (既往最大流量)	7,200	6,000	7,200	0	1966年	2003年度
22	番匠川(大分県)	1／100	3,600	3,600	3,000	3,600	0	1967年	2003年度
23	高瀬川(青森県)	1／100 小川原湖の水位	ピーグ水位 1.70m	ピーグ水位 1.70m	計画高水位 1.70m	1.70m	0	1978年	2004年度
24	子吉川(秋田県等)	1／150 二十六木橋	3,100	3,100	2,300	800	1987年	2004年度	
25	石狩川(北海道)	1／150 石狩大橋	18,000	18,000	14,000	4,000	1982年	2004年度	
26	安堵川(静岡)	1／150 手越	5,500 (1/80)	6,000	5,500	6,000	0	1966年	2004年度
27	芦田川(広島県)	1／100 山手	3,500	3,500	2,800	2,800	700	1970年	2004年度
28	邊り川(福岡県)	1／150 日の出橋	4,800	4,800	4,800	0	1974年	2004年度	
29	吉野川(徳島県等)	1／150 川津	24,000	24,000	18,000	6,000	1982年	2005年度	
30	庄内川(愛知県等)	1／200 村把島	4,500	4,700	4,200	300	1975年	2005年度	
31	沙流川(北海道)	1／100 平取	5,400	6,600	3,900	5,000	1,600	1978年	2005年度
32	紀の川(和歌山県)	1／150 船戸	16,000	16,000	12,000	4,000	1974年	2005年度	
33	常願寺川(富山県)	1／150 振船	4,600	4,600	4,600	0	1975年	2005年度	
34	岩木川(青森県)	1／100 五所川原	5,500	5,500	3,800	1,700	1,700	1973年	2005年度
35	鶴見川(神奈川県等)	1／150 末吉橋	2,600	2,600	1,800	800	1,994年	2005年度	
36	利根川(群馬県等)	1／200 八斗島	22,000	22,000	16,500	5,500	1980年	2005年度	
37	後志利別川(北海道)	1／100 今金	1,600	1,600	1,250	350	1,600	2005年度	

ません。

また、多くのダム事業では建設費の8割以上が中央のゼネコン（大手建設業者）に行き、地元業者が入る余地は、ほとんどないというのが実態です。河川改修などの治水対策や景観整備であれば、地元業者の仕事になり、環境も保全され、将来にわたる資産になります。

最上小国川は、山形県で最も天然鮎が溯上する清流であり全国からアユ釣り客が年間約3万人以上、訪れています。先日清流で知られる、高知、四万十川から来た鮎釣り師が「この川は四十川よりもスゴい」と感激していました。ダム開発などによって生き生きとした清流が次々と失われている今、小国川の清流の環境は、子供たちの生きる力を育む自然の宝物です。この清流こそ、将来にわたる我が県民の唯一無二の観光資源であります。

最上川を県のシンボル、母なる河とし、また、子供未来宣言を発展ビジョンとして掲げる県として、ダム建設によって、県のシンボルでありまた次の世代に伝えるべき、最上川流域の環境を破壊することは許せません。

全国に誇る清流とともに暮らす営みこそ、山形県が次世代に残すべき遺産であると私たちは考えます。

（請願事項）

最上小国川の「穴あきダム」建設案を見直し、「真の治水」策として、河道改修を中心とした赤倉温泉地域のまちづくりを検討し、実施すること。

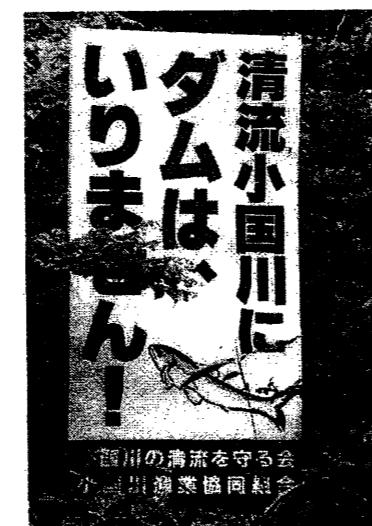
以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

2006年 09月 21日

最上小国川の真の治水を考える会 押切喜作



焦点はこの赤倉温泉の治水対策



川沿いの国道に立つ清流を守る会
と小国川漁協 連名の看板

東南アジア半島部のダム問題はいま

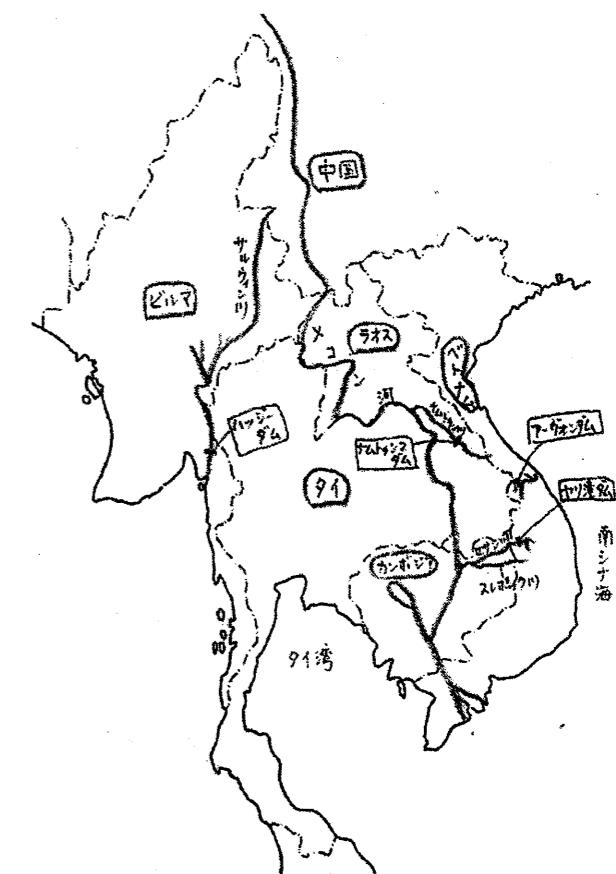
メコンウォッチ

東南アジア半島部にはメコン河とサル温川という2つの大きな国際河川のほか、利根川に匹敵するような中小河川がタイ湾や南シナ海に注ぎ込んでいます。流域一体では、様々な民族が川の恵みを糧に暮らししてきました。ところが最近は、多くの巨大ダムが建設され、人々の生活が脅かされています。そこには、日本の援助や投資も入っているのです。そこで今回は、東南アジア半島部の4つの国でホットなダム問題を、NGOのメコン・ウォッチが報告します。

『貧困削減と環境保護のためのダム—ラオス』

メコン河が流れる6カ国の中で、全水量の35%と最も大きな割合を占めるのがラオスである。この豊かな水資源ゆえに、ラオスでは「東南アジアのバッテリー」を目指して、数多くのダム開発が行われ、また計画されている。中でも、琵琶湖の3分の2に匹敵する450平方キロメートルを水没させ、総事業費はラオスのGDPの7割にあたる13億ドルと、ひと際巨大なプロジェクトが、中部のナカイ高原で建設が進められているナムトゥン2ダムである。発電量1070メガワットのダム建設事業は、民間主導のBOOT方式で進められており、発電能力の1070メガワットのうち95パーセントにあたる995メガワットを隣国タイのタイ発電公社(EGAT)に輸出する計画である。この事業については、6200人にも及ぶ移転住民をはじめ十数万人の生計への影響、アジア象など希少生物への影響など、環境・社会影響や経済的リスクの大きさから、10年以上にもわたって国際的な論議を巻き起こしてきた。しかし、ラオス政府や実施企業、それに援助機関は、この事業を「貧困削減・環境保護のためのダム」と呼び、2005年3月に世界銀行が支援を決定し、アジア開発銀行がそれに続いた。大きな輸出産業のないラオスにおいて、売電によって外貨を獲得し、その歳入を保健や教育の分野に回すという、ダムによる貧困削減のシナリオが描かれている。また、ダム計画が入ることで、希少生物の管理計画が実施され、環境保護につながるというのである。

しかし、建設が本格的に始まって1年も経たないうちに、世界銀行やアジア開発銀行が自信を持って推したはずの環境社会配慮策にはほころびが見られるようになった。現地の新聞が順調な工事の進捗状況を伝える一方で、移転計画や希少生物の管理計画は計画通りには進んでいない。「貧困削減・環



最上小国川ダム反対の請願書を提出

草島進一

山形県9月県議会に、社民党田辺県議を紹介議員に以下の請願書を提出しました。

「最上小国川へのダム建設反対と真の治水を求める」請願

請願の趣旨

最上小国川は、山形県のシンボルである母なる川、最上川に注ぐ支流の中、天然遡上する「松原アユ」で知られる全国屈指の清流であります。

最上川水系流域委員会最上地区小委員会(大久保博座長)は、平成18年5月23日付にて「最上小国川の治水対策として現制度の下では穴あきダム案に依るほかないと考えられる」との報告を最上川水系流域委員会委員長に提出し、県は、穴あきダムを建設する事業計画を発表しました。

県は穴あきダム(流水型ダムともいう)は、堤体底部に放流口をもち、平常時は水を貯めないので、魚や土砂の移動が妨げられず、環境への影響は軽微であると説明されています。

しかし、今年、7月24日、赤倉温泉地域を視察した、今本博健(いまもとひろたけ)京都大学名誉教授 河川工学国土交通省 淀川水系流域委員会委員長は、以下のように指摘しております。

穴あきダムは、松原アユをはじめとする自然環境に重大な負の影響が及ぶ恐れがあるうえ、計画規模を超える洪水に襲われると壊滅的な被害が発生する可能性がある。

平常時の上流からの流れは、暗くて長いトンネル状の放流口を抜け、流れの勢いを弱める減勢工(エンド・シル)に空けられた狭い隙間を通って、下流へと出ていく。隙間での流れは非常に速く、魚の溯上が妨げられる。

洪水時の流れは、一時的とはいえ、ダムの上流に貯められるので、土砂堆積が発生します。この土砂は洪水の引き際に水の流れとともに排出されるが、かなりの部分がそのまま残る。(土砂流出の多い最上小国川の場合、総容量630万m³のうち実に24%の150万m³が堆砂容量)また、洪水時の流れは泥水なので、樹木などに泥が付着し、枯れる恐れがあるうえ、その後の降雨で付着した泥が洗い流され、下流は濁流となる。沈殿していた有機物が徐々に溶出し、水質が悪化する恐れもある。

計画規模を超える洪水が発生した場合、洪水はダムを越えて流れるので、下流での洪水流量が急激に増え、逃げ遅れなどにより被害を激甚化する恐れがある。

水源連だより38号

23

穴あきダムは中小洪水をほとんど調節しないので、自然環境にとって重要なダイナミズムは確保されるが、別の支川の流域に降雨が集中して下流が危険状態となつても、それを緩和することができない。

穴あきダム完工後の湛水試験では、数か月という長期間にわたって水を貯めますので、水没した動植物が死に絶える恐れがある。周辺の景観が劇的に改変されることはいうまでもない。

赤倉温泉地域の河道掘削は温泉の湯脈への影響の懸念により不可能とされてきたが、現代の工法では、湯脈に影響することなく河川を掘削することは十分に可能であり、まず河床掘削と拡幅によって河道の流下能力を増大することを優先的に実施すべきである。このまちの将来のためにも、この川の魅力を殺してはならない。河道改修により、治水上の住民の安全を果たすとともに、将来にわたる発展を考えた、美しい清流に面した温泉街としての景観を実現することが重要である。

河川環境を一変させるダムは避けるべきで、ダムの他にやれる治水策はまだたくさんある。最上小委員会の議論は河道改修案など、ダム以外の治水策が全く検討不足であり、県も調査、説明不足である。

以上、指摘のように、現在の治水計画は基本高水を河道とダムに配分するようにしており、超過洪水に対する配慮がなされていません。洪水は自然現象ですので、超過洪水が発生する可能性はつねにあります。よっていかなる大洪水に襲われようと、少なくとも壊滅的な被害を避けるようにすべきです。

また、「これから治水は、まちを安全にするだけでなく、まちを活性化すべき」です。それが「真の治水」であります。

最上小国川ダムは一定の治水の効果はあっても、赤倉温泉のまちの活性化にはつながりません。したがって、まず河床掘削と拡幅によって河道の流下能力を増大することを優先的に実施すべきです。河道内の建物は再配置し、清流に向き合った温泉街をつくることで、まちが活性化します。赤倉温泉の住民は、東北芸術工科大学とともに96年に「美しい赤倉温泉街」景観づくり事業として取り組み、報告書を作成していましたが、ダム事業によってこの構想が無になろうとしています。

また、県は、流域委員会などの説明の中で河道改修であれば全体工事費が161億円かかり、穴あきダムであれば130億円で済むなどと説明していますが、河道改修にかかるコスト根拠の詳細は提示されておりません。また、ダム工事は、これまでの事業実態を考慮すれば当初提示された予算の2倍、3倍に膨れ上がっているのが実態であり、このコスト比較は判断根拠となり得

24

水源連便り38号

各地からの報告-16

フィリピンでダムに反対した

The page of RWESA-J

農民リーダーの殺害事件と日本の責任

FoE-Japan 波多江秀枝

現在、フィリピン各地で、左派政治活動家、住民運動のリーダーやメンバー、また、ジャーナリストや教会関係者に対する暗殺、誘拐、脅迫、嫌がらせといった人権侵害が多発している。フィリピンの人権団体カラバタンによれば、現アロヨ大統領が就任した2001年から今日までの5年半の間に起きた超法規的殺害(Extra Judicial Killings)とみられる犠牲者の数は、700名以上、また、強制失踪者の数も170名以上にのぼっている。殺害件数は今年に入ってから急増しており、国際人権団体アムネティ・インターナショナルも、2005年中の犠牲者が66人だったのに対し、2006年は7月末現在、すでに51人の犠牲者が出ていると報告している。こうした人権侵害の背景としては、フィリピン国軍、国家警察その他の治安部隊の関与が指摘されている。

日本企業が国際協力銀行(JBIC)の融資約7億ドルでフィリピンに建設した「サンロケ多目的ダム事業」が地元で引き起こしている甚大な被害を訴え、悪化した自分たちの生活状況の改善のために問題に取り組み続けてきた地元農民団体の代表ホセ・ドトン氏(62歳)も、今年5月16日、こうしたフィリピンの深刻な人権侵害の状況のなかで暗殺された。

●サンロケダム問題の現状と地元農民らの取り組み

フィリピンのルソン島北西部を流れるアグノ川上流で建設されたサンロケダム(堤高200メートル、堤長1.13キロメートル、貯水量850万立方メートル)は、発電(345メガワット)、灌漑(70,800ヘクタール)、水質改善、洪水制御を目的とした多目的ダムだ。事業の発電部門を担当するサンロケパワー社は丸紅や関西電力などが出資してつくった現地の合弁企業。また、事業の総工費12億ドルのうち約7億ドルをJBICが融資した。この事業はダム下流で多くの立ち退き者を出すだけでなく、土砂堆積や集水域管理計画の不備により、上流の先住民族にも多大な被害を与えると考えられるため、ダムの建設前から住民組織や自治体、国際NGOが計画の見直しを求めてきた。

1998年にダム建設が始まって以来、すでに8年が経過。2003年5月にダム建設が完了して電力部門の稼働が始まってからも、すでに3年が経った。しかし、事業者およびJBICは、サンロケダム事業の被影響住民に対し、いまだに適切かつ十分な緩和、補償措置を提供できていない。なかでも、以下のような未解決の問題が山積したまま残っている。

- 事業者によれば、土地権利書などの補償手続きに必要な書類の不備、あるいは、一つの土地に対する二重申し立てのため、土地収用に伴う補償の約30パーセントが依然支払われていない。

- アグノ川沿いの3,000人以上の砂金採取者が、彼らの主要な収入源を失ったにもかかわらず、初期の段階ではいかなる補償の枠組みからも排除された。彼らは金銭補償、また、サンロケダム建設のためにできなくなった砂金採取に代わる持続可能な生計手段を要求してきた。しかし、砂金採取者の補償対象者数を減らそうとし、また、補償措置のための十分な資金を用意しようとしていない事業者の不真摯な対応のため、こうした住民の要求は依然として注意を払っていない。

- 農民が水田を灌漑するために用いてきたアグノ川土手沿いの地域共同灌漑システムが、ダム建設に伴って行なわれた広範囲にわたる採石活動のために破壊された。農民は、水不足のために作

物の生産ができない、あるいは、作物の生産性の低下といった被害を受けているが、こうした被害に対し、事業者は適切な補償をしていない。

- ダム上流に暮らすイバロイ先住民族は、ダム貯水池の後方(上流)にたまつていく土砂堆積を懸念してきた。こうした影響については事業者も認めているが、影響を緩和、あるいは、回避する手段はなく、イバロイの地域社会、生計手段、また、固有の文化を奪うことになる。

- 2001年、2003年、2004年にダムの下流に位置するパンガシナン、タルラック、ヌエバ・エシハ州で起こった洪水をみると、農業やインフラへの被害が増大した。より高く、より速い洪水によって、より広範な地域が影響を受けた。これは、ダムからの放水のために、雨が止んだ後も、洪水が押し寄せ続けた。この大きく、そして、長引いた洪水は何百万ペソという損害を農産物およびインフラに及ぼした。

現在、サンロケダム事業の影響を受けた多くの住民が十分な定期収入を欠いた状態にあり、依然としてダムの上下流で生活を続けるために奮闘を続けている。こうした状況のなか、地元の農民組織ティマワ(アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動)を中心として、粘り強い補償交渉が事業者との間で行なわれている。

●サンロケ灌漑部門に伴う新たな問題

「サンロケ多目的ダム灌漑部門」については、フィリピン国家灌漑庁がダム建設と並行して計画立案を進めてきた。フィリピン政府は、2000年、2001年と日本の政府開発援助(ODA)による23次、24次円借款パッケージの下での融資の拠出を求めてきたが、サンロケダム事業に伴う社会、環境問題の解決の遅れを懸念し、日本政府は灌漑部門への融資の検討をせずにきた。しかし、2002年、フィリピン政府は、その事業規模を70,800ヘクタールから34,500ヘクタールに縮小し、事業名も「アグノ川統合灌漑事業」(総工費約1億5,000万ドル)と変更。同灌漑事業へのフィリピン政府の度重なる融資要請を受け、現在、日本政府は26次円借款パッケージの下で融資の検討を行なっている。

地元住民は、既存の灌漑用水路の修復や小規模の溜め池の創設、代替水源の利用などを提案する一方で、サンロケダム灌漑部門のような大規模な灌漑事業については、新たな農地の収用がなされる点など、多くの懸念を抱いている。しかし、地元での議論は依然として十分になされていない。今年2月には、ティマワがこうした懸念点などを示した文書を日本政府に提出。フィリピン政府に計画の変更を迫るなか、日本政府には現段階での融資決定を行なわないよう要請した。

このように、地元の農民団体がサンロケ多目的ダム事業に伴う様々な問題に取り組んでいる最中、今年5月16日にティマワの代表であったホセ・ドトン氏が家の近くの農道で正体不明の男二人組に暗殺されるという事件が起こった。

●ダム反対=テロリスト

サンロケダムは、地元住民の生活破壊など、取り返しのつかない環境社会影響を引き起こし、いまだに地元の地域社会に混乱をもたらしている。しかし、フィリピンにおいて、こうした巨大な国家事業の問題に取り組むことは、そのまま政権批判と受け止められ、「反体制側」あるいは「テロリスト」というレッテルが貼られることがしばしばだ。政府にとって、「反テロ対策」の大義名分の下で、こうした「反対の声」を抑え、事業を進めることはいとも容易い。

境保護」を掲げたプロジェクトが、新たな貧困を生み出し、ナカイ高原の豊かな生態系を破壊することになるのではないかという市民社会の懸念は、現実のものとなりつつある。さらに、ラオスでは、タイ・中国・マレーシア・日本などの民間企業によるダムへの投資も続々と行われている。世界銀行が組織を挙げて、自然・社会環境への悪影響を回避しようとしてきたナムトウン2でさえ、すでに環境社会配慮策は行き詰まりを見せておりであるから、こうした民間投資によるダム開発がラオスで引き起こす「貧困化」も懸念せざるを得ないだろう。(東 智美)

『軍事政権下でのダム開発—ビルマ』

ビルマは 2005 年にタイ発電公社(EGAT)と共同でサルWIN川上の 4 地点で水力発電開発を行う覚書を交わした。生産される電力の大部分はタイに輸出される予定だ。4 地点はすべてカレン・カレンニー・シャンなどの民族が多く住み、ビルマ軍政の支配地域と武装民族勢力の支配地域とが入り組んでいるところにある。このような地域で大型開発が行われる際には、まず建設地域に「警備」を名目に大量の国軍部隊が投入される。そしてこれらの部隊が必要とする労働力や物資などの多くを地域住民が負担させられる。例えばビルマ南部でヤダナ天然ガスパイプラインが建設された際には、展開していた部隊がカレン人住民を強制的に移住させたり、駐屯地の整備や物資運搬などの強制労働をさせたりしたほか、強かん、拷問、殺人などの深刻な人権侵害を起こした。また、ODA を使ってカレンニー州に建設されたバルーチャウン第二発電所周辺では、建設後 35 年以上たった今日でも、カレンニー人住民が発電所を警備する国軍部隊のために日常的に強制労働をさせられ、発電所周辺に埋められた地雷を踏んで死傷している。

サルWIN川のダム建設予定地でもビルマ軍部隊が増強されている。4 地点のうち、ビルマ・カレン州にあるハッジーが最優先で開発される計画だが、ここでは既にダム建設予定地内の住民をビルマ軍が強制的に立ち退かせ、住民が戻ってこないように地雷を設置している。また、建設現場近くのサルWIN川には検問所が設置され、そこで止まらない船は銃撃するという通達が出ているそうだ。そんな中、EGAT は同ダム建設について「ビルマの内政への干渉を避けるため」社会・環境影響調査を行わない方針を打ち出した。ビルマ・シャン州のタサン地点でも、建設予定地を警備するビルマ軍部隊が住民に強制労働をさせたり、金銭を強奪したり、射殺したりした事件が報告されている。また、ビルマ・タイ国境上にあるウェイジー地点のビルマ側では付近に 800 人以上のビルマ軍兵士が駐在し、昨年末にビルマ軍の監督の下、最寄の町からウェイジー地点までの道路建設が始まった。今年 3 月下旬の時点で、道路建設のために強制労働をさせられた 500 人以上のカレン人住民がこの地域から逃げ出している。

サルWIN川ダム開発がこのまま進めば、住民はダム建設によって家や農地などの生活基盤を失うだけでなく、ビルマ軍に強制労働をさせられ、略奪、強かんなどの侵害行為を受けることが強く懸念される。このような侵害行為は建設中だけでなく、完成後もダム・発電所を警備する部隊がいる限り続くことになる。(秋元 由紀)

『日本の大商社の手助け—ベトナム・アーヴォンダム』

経済発展と生活様式の近代化に伴って、ベトナム国内の電力需要は年 17 パーセントという高い伸びを示している。2020 年までに発電能力を現在の 11,500MW から 7 倍以上の 81,000MW に増やすため、74 の発電所を建設する計画だ。その内訳を燃料別に見ると、水力が 48 、石炭火力が 17 、ガスが 5 、原子力が 2 、再生可能エネルギーが 2 で、水力が 6 割以上を占めている。

今、ベトナムで最も問題となっているのが中部のクアンナム省に建設が進められているアーヴォンダム(210MW)という日本の企業が関わっている事業である。330 世帯の少数民族が立ち退かされ、移転先の生活環境と生計手段の厳しさが大きな問題になっている。住居は、大雨が降れば崩れそうな斜面にへばりつくように建てられ、耕地や放牧地は減少し、土質が悪いため川沿いで行っていた米作は難しい。また、環境影響評価報告書が承認される 1 年近く前に着工される杜撰な手続きで、工事中の影響緩和策が適切に行われていたか疑わしい。タイニエン紙などベトナム共産党系の新聞ですら、こうした問題を大きく取り上げ改善を求めている。この事業には住友商事が発電機を売るために関わっており、同社の申請を受けて、日本の公的金融機関である国際協力銀行(JBIC)が前向きに融資を検討している。国会でも取り上げられ、JBIC はベトナム側に適切な対応を求めると言われるが、現時点では融資の是非を判断していない。政府系金融機関改革では、日本企業の国際競争力を高めるために JBIC の融資が必要だと強調されたが、住友商事のような大企業が手続きや影響緩和策に問題がある事業で商売をする、その手助けをすることが日本企業の競争力を高めることなのだろうか。

(松本 悟)

『国境を越えるダム洪水被害—カンボジア』

ベトナム中央高地からカンボジア北東部を流れるメコン河最大級の国際支流セサン川。漁業や農業で生計を立てる流域の人びとの暮らしを支え、この地域の豊かな生物多様性の源でもある。このセサン川のベトナム領内に 1993 年初めて、ロシアとウクライナの援助によって 720MW のヤリ滝ダムの建設が始まった。しかし、1992 年におこなわれた環境影響評価の調査対象とされたのはベトナム領内のダム下流の 8km のみであり、下流のカンボジア領内への環境影響は全く考慮されなかった。セサン川では 1996 年以来、大幅な水位変動が頻繁に起き、水質は悪化し、(以前は周期的だった)洪水の時期が予測不可能になってしまった。川沿いで暮らす人々はこれまで 30 人以上が溺死し、漁具や作物、家畜も流されてしまった。河岸の畠も破壊され、水生生物の減少で魚も激減したため、食料確保が脅かされている。水質悪化による深刻な健康被害も川沿いで暮らす人びとを苦しめている。

被害は現在でも全く緩和されておらず、補償もない状態が続いている。被害に苦しむ住民を尻目にベトナム政府はセサン川に次々と新たなダムを建設し、ほぼ確実にヤリ滝ダムによる影響と同様の被害が予測できるにも関わらず、セサン川と並んで流れる国際支流のスレポック川にもダム建設を始めている。今年 8 月、突然激しい洪水が押し寄せ、スレポック川のカンボジア領内に住む人びとを新たな被害者とした。洪水被害は国境を越えるため、ベトナム政府とカンボジア政府の協力が必要だが、両者に問題解決への積極的な政治的意図は見られない。国際機関であるメコン河委員会も流域国間の調停役という役割を果たしていない。事態が一向に改善しないにも関わらず、調査支援や資金援助というかたちでノルウェーやスウェーデン、日本の国際協力銀行やアジア開発銀行、世界銀行がこの地域のダム開発に関与を始めている。貧困削減が謳われる開発援助が破壊的な環境社会影響の危険性を無視し、見切り発車的におこなわれることも見逃してはならない。(後藤 歩)

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

東南アジアのメコン河流域国の開発が、地元の自然資源を利用して暮らす人々の生活を破壊しないように調査・働きかけを行う NGO 。特に、日本の公的お金を使った事業が、この地域の人々を苦しめないように、日本政府・援助機関などに働きかける活動を行っている。東京のほか、タイ、ラオス、中国にスタッフを置いている。<http://www.mekongwatch.org/>

サンロケダムの建設された町で、1ヘクタールに満たない小さな農地を耕してきたドトン氏は、2000年頃から地元でのダム反対運動を引っ張ってきたが、ティマワに「共産ゲリラ」というテロリストのレッテルが貼られ、ドトン氏自身や団体のメンバーも脅されるなどの嫌がらせを受けた。それでも自分たちの生活の改善のために事業者との補償交渉を続けてきていた中で、ドトン氏暗殺という事件が起きたのである。

「在マニラ日本大使館前での抗議活動で話すドトン氏（2002年9月）」



事件の真相解明は依然として進んでおらず、ドトン氏の暗殺の動機・理由は明らかになっていない。しかし、地元の農民団体にとって、自分たちの代表を突如失った代償は余りにも大きく、深い傷跡が残されているのは紛れもない事実だ。「明日は我が身」と恐怖感を抱くメンバーもいるなか、住民団体のメンバーらは、どのように今後の問題に取り組んでいくか、話を続け、試行錯誤を続いている段階だ。

●事業に伴う人権侵害と日本の責任

日本はフィリピンにとって、最大の政府開発援助（ODA）供与国だ（2004年度の援助額は57億4,400万円。累積額は2兆4,521億円）。しかし、ODA大綱の実施4原則では、「途上国における民主化の促進」および「基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う」旨が明記されており、重大な人権侵害が起きている国への援助供与には慎重であるよう謳っている。

日本の巨額の資金を投じて行なわれている事業の問題点について、地元住民が声を大にして言えるような「表現の自由」が保障されているのか。また、そうした事業が新たに「反体制派」「テロリスト」のレッテルを貼られ、人権侵害の被害者になる人たちを生み出す可能性はないのか——フィリピンへの資金供与の大部分を担う日本として、新たな資金供与を行なう前に、まずは、フィリピン政府にドトン氏暗殺の徹底調査と真相解明、また、フィリピン全体での人権状況の改善を求めていく必要がある。

今年7月24日、アロヨ大統領は2006年の施政方針演説のなかで、「大規模なアグノ川関連事業の実施とともに、ラモス政権時の国家優先事業であったサンロケ多目的ダム事業を拡大」していくと述べた。同演説の中で発表された「北部ルソン農産業四角地帯」の計画の中でも、「アグノ川灌漑事業」は最も大規模な事業に位置づけられており、現在、日本政府との間で行なわれている円借款交渉のなかでも同灌漑事業が筆頭案件として話し合われているのは間違いない。

日本の巨額の公的資金がつぎ込まれたサンロケ多目的ダム事業——この事業が地元で引き起こした様々な問題に取り組み続け、生活を続けている地元の人々がいるからこそ、フィリピンにいる彼らとともに、日本の市民としてこの問題に取り組み続けていく必要を一層感ぜずにはいられない。

* Wayawaya Fundへのご協力のお願い

フィリピンにおける深刻な人権侵害の状況は、決して容認できるものではなく、これ以上新たな殺害事件、人々に対する弾圧が起きないよう、フィリピン政府による早急な措置が求められるのは言うまでもありません。また、そのためにはフィリピン国外からの声を上げていくことが極めて重要です。

フィリピンで今、何が起こっているのか？現地からの情報を日本で伝えるとともに、人権侵害の被害者・被害者家族への支援、そしてこれ以上の犠牲者を増やさぬための継続的活動への支援を目的とし、有志が集まり設立したのが“Wayawaya Fund”です。

“Wayawaya”とはルソン島北部の現地語イロカノ語でFreedom（束縛からの）“自由”を意味します。

一日も早くフィリピンの人権侵害を食い止め、人々が自由に発言し行動できる社会となるよう祈りつつ、支援活動を行っていきたいと考えております。皆さまからのご賛同およびご協力のほどよろしくお願いいたします。

Wayawaya Fund 共同代表

栗田 英幸（愛媛大学 助教授）

波多江秀枝

柳瀬 真保（KAFIN 横浜／TVディレクター）

【支援の対象および内容】

人権侵害の犠牲者はフィリピン全土に及びますが、当基金では共同代表の3名がこれまで深く関わってきたルソン島北部コルディリエラ地方とその周辺を支援の対象に絞り、サンロケ多目的ダム事業の問題にも一緒に長く取り組んできた地元の団体 CPA（Cordillera Peoples Alliance：コルディリエラ民衆連合）を通じて行います。

- ◆ 殺害された犠牲者の家族に対する支援（遺児の教育費など）
- ◆ 被害者への医療費の支援

犠牲者家族・被害者に対する国からの保障、援助が全くないため、残された家族や被害者は精神的な苦しみだけでなく、経済的にも大変な状況に追い込まれています。命を取り留めても、多額な医療費が支払えないとして多くの人が十分な治療を受けることができません。

- ◆ 被害ケースの裁判費用の支援 など

ドトン氏のケースでは殺害実行犯とされる容疑者を逮捕したものの、その後「不法銃所持」という罪状のみで容疑者は釈放され、野放し状態となっています。現在、地方裁判所に「殺人罪」としての再逮捕を訴えていますが、ヒアリングの段階で、再逮捕には至っていない状況です。

【規約】

- ◆ 基金の運営管理は東京の会計担当が行い、日本からフィリピンのCPAのオフィスへ送金を行う。
- ◆ 現地での支援内容・予算配分については基本的にCPAに一任し、CPAによって最重要と見なされる案件に対して優先的に支援を行うものとする。またCPAと東京の会計担当とは定期的に予算・収支報告を行う。
- ◆ 基金への賛同支援者に対し、6ヶ月に一度の収支報告を基本的にはe-mail、またはfaxにて行うものとする。

【基金についてのお問い合わせは】

E-mail : wayawaya_fund@yahoo.co.jp (栗田・波多江・柳瀬)

インタビュー



フィリピン発：危機にたつ民主主義 政治的な「暗殺」と 弾圧される市民の声

近年、フィリピン国内で人権・環境団体や先住民団体のリーダー、ジャーナリストなどが暗殺される事件が相次いでいる。これは「政治的殺害」と呼ばれ、2001年以來、市民団体の発表で700人以上、警察発表で114件、国際人権団体アムネスティ・インターナショナルの報告で240件以上と報告されている。國軍の関与も疑われており、人権団体、国際NGOなどは相次いで懇意を表明。昨年、国連の関係委員会でも報告され、重い腰を上げたアロヨ大統領は、今年4月に國家警察

内に特別捜査班「ウシグ」を、さらに8月には元最高裁判事を委員長に独立調査委員会を設置した。

日本の国際協力銀行の融資したサンロケ・ダム事業や、現在、円借款が検討されているアグノ川統合灌漑事業の反対運動のリーダーも暗殺のターゲットとされるに至っては、日本の融資や援助のあり方も問われている。多くのリーダーが暗殺され、また暗殺リストに載っているとされているコルディレラ民族連合(CPA)の事務局長のウインデル・ボリングゲットさんに、その背景を聞いた。



三大問題との闘いの歴史

—コルディレラ民族連合(CPA)の設立の経緯について教えてください。

二つの大きな運動が関係しています。一つはダム開発、もう一つは森林伐採への抵抗運動です。コルディレラ山脈には多数の少数民族があります。マルコスの独裁政権下で、1974年にチコ川流域に世界銀行の融資によるダム開発計画が始まりました。コルディレラ行政地区のカリンガ州、マウンテン・プロvinces州で流域の10万世帯が影響を受ける計画でした。これは一民族だけ

政府に対して批判的な市民団体、人権団体、先住民団体の活動家、ジャーナリストが、次々に殺害されています。
犠牲者は、748人にものぼっています。

ウインデル・ボリングゲットさん
Wendell R. Boncog
Baguio Colleges Foundation Council of Leaders
代表者
2001年8月10日 CPA事務局長

聞き手：まさの あつこ(ジャーナリスト、著作『日本で不妊治療を受けるということ』共著『ハツ場ダムは止まるか』『ハンドブック市民の道具箱』など)

サンロケ・ダムについて

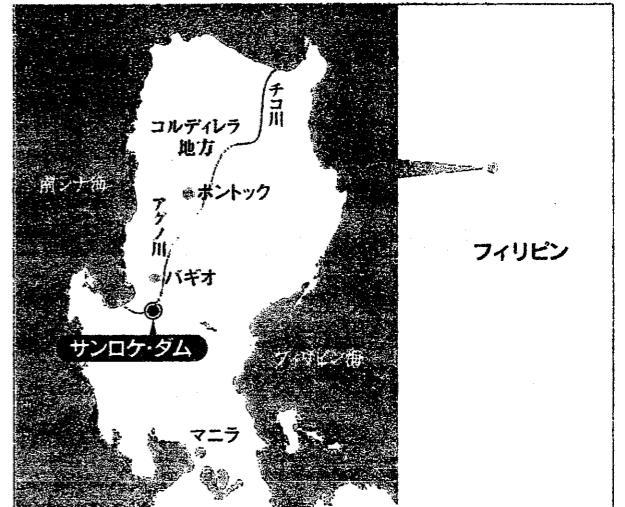
フィリピン、ルソン島北部を流れるアグノ川に建設された多目的ダムで水力発電(発電容量345MW)、灌漑、洪水制御などを目的とする。貯水量8億5,000万m³、高さ200mとその規模はアジアでも最大級。1998年着工、2003年完成。

総事業費は11億9,100万ドル(約1,200億円)。このうち旧・日本輸出入銀行(現・国際協力銀行国際金融業務部)は、発電部門を運営するサンロケパワー社に対して約3億ドルの投資金融を、またダム本体の建設費用としてフィリピン電力公社に4億ドルのアンタドローンを融資している。また、日本の民間銀行団(東京三菱、富士、住友、住友信託、さくら銀、三和く以上、当時)、農林中央金庫も約1億5,000万ドルを協調融資している。

大規模な非自発的な住民移転の発生、広範囲な農地の水没、下流で砂金とりをしている住民への生計への影響、堆砂により先住民の村が埋没する可能性が高いことなどの問題から、当初から地元先住民族や自治体から反対の声が根強かった。着工後も違法な採石による先住民の立ち退きや侵食などの問題のため、一時は環境資源省による建設工事の差し止めや地元自治体による建設同意の撤回などが相次いだ。

このサンロケ・ダムは当初から下流域の農地に灌漑用水を提

供することも目的としていた。現在、アグノ川統合灌漑事業が円借款案件の候補として検討されているが、地元NGO「アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動(TIMMWA)」「コルディレラ民族連合(CPA)」などは、サンロケ・ダムの問題の解決が先決であると同事業に反対している。



こうしてCPAが設立されたのです。先祖から受け継いだ土地を守るために闘いでもあるため、CPAの正式名称は「先祖の領土と自決権を守るためにコルディレラ民族連合」と言います。都市貧困、住居や教育の不足そして、サンロケ・ダム問題にも取り組んでいます。CPAはさまざまな草の根組織の集まりです。労働者、農民、女性、青年、芸術家などの全国組織や地域の組織など130団体が加盟しています。

この二つの歴史的な闘いに、外資による鉱山開発や観光に投資をして先住民族の伝統文化を商業化しようという政府計画などへの反対運動が合流し、これらすべての問題に立ち向かおうと、1984年6月にマウンテン・プロvinces州の首都ボントックに集まってコルディレラ周辺に暮らす多民族の会議を開催しました。各民族からの代表者がこれらの課題を解決するためには、一地方だけでなく地域全体で取り組み、国レベルや国際的なレベルの政策とつなげて高めていく必要があるという結論に至りました。

サンロケ・ダムに対する反対運動

—現在、進行している市民リーダーに対する暗殺、いわゆる政治的殺害について話してください。

アロヨ政権が始まると2001年以来、政府に対して批判的な市民団体、人権団体、先住民団体の活動家、ジャーナリスト、宗教指導者などが、次々に殺害されています。典型的な手口は、バイクに乗った2人組みで、部座席にいる男が銃撃して逃げて、そのまま逮捕も訴追もされないというものです。犠牲者は、現在、748人

にものぼっています。これは、マルコスの独裁政権下において殺された人びとの数を超えます。

サンロケ・ダムに反対した農民団体「アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動(TIMMAWA)」の会長ホセ・ドトン氏も、まさにこの方法で5月16日に殺害されました(次ページ開き)。かつてチコ・ダム反対運動の最年少メンバーで、CPAのコーディネータになったラファエル・マーカス・パンギット氏は、6月8日に殺されました。7月31日にはCPAのカリンガ州支部の副委員長で、貧しい人のための地域医療を担っていたコンスタンシオ・チャンデウ・クレバー医師とその家族が襲撃を受けました。医師と娘は命をとりとめましたが、夫人は亡くなりました。11歳の娘さんはそれ以来、精神的外傷のため口をきかなくなりました。先住民リーダーだけで74人の人が犠牲になっています。メディアの目が届かない山岳地域においてはもっと被害があるかもしれません。42人のジャーナリストが殺されましたが、5人は今年になってからの事件です。

—政権が背景にいるということが、ありえるのでしょうか。

最初は私たちも何が起こっているのかわかりませんでした。しかし、2002年に作成され、2003年に人びとの知るところとなった国軍文書の「オプラン・パンタイ・ラヤ」と、それに基づく内部文書「敵を知ること」がリークされたことで、政府の意図が明らかになりました。前者は、新人民軍(NPA)を掃討するための軍のオペレーション計画です。NPAはフィリピン共産党系の武装組織で、1969年に設立されました。政治目的の達成手段として武力闘争を選んだ人びとです。オプラン・パンタイ・ラヤの考え方ではNPAを「中立化または弱体化す

ることができなければ除去せよ」というものです。後者にはNPAに対する戦略的な対処法が書いてあります。武装勢力とは明らかに異なる合法な市民組織、人権団体、宗教団体、ジャーナリストの団体までもがリストアップされていました。そして、実際にこうした組織のリーダーたちが、次々と殺されているのです。

最大の人権侵害

—なぜ、言論で闘う合法的な非武装の市民リーダーを殺すのでしょうか?

ある意味、私たちのような非武装で合法的な組織の方が恐ろしいでしょう。私たちはマルコス独裁を終結させ、今まで、ピープルパワーを一貫して支えてきました。選挙においても力を持ち始めたのです。2001年と2004年の選挙では、市民勢力は議会に代表を送りこむことに成功しました。パーティリストシステム(比例代表制)という選挙制度により6人の市民派勢力の議員を誕生させました。「政権に対して不平を言うのであれば、選挙に参加するべきだ」というプロパガンダを実行に移したのです。

殺された人びとは犯罪者でもテロリストでもありません。合法的な選挙で選ばれた議員を輩出した党関係者や、街頭で活動する市民、国際的にも活躍する人権団体などのリーダーです。これは政治信条を持ったための殺害です。私たちCPAは少数民族の権利を促進しようとする合法な非武装の組織です。国際会議に出席し、私たちの専門性を必要とする政府高官に呼ばれて報告を行うこともあります。そんな私たちが議論や主張を理由に殺されているのです。

どんな犯罪者でさえ裁判で有罪とされるまでは無実

**私たちの沈黙は彼らの思うつぼでしょう。
同僚やリーダーが死んでしまった今、彼らの遺志を引き継いで、
フィリピン社会を変えていかなければなりません。**



数多くの人権・環境活動家や市民リーダーが殺害されている
(写真提供:国際環境NGO FoE Japan)

になったわけではありません。彼は砂金採取者や農民を代表し生活再建策を日本政府や国際協力銀行に訴えていました。この運動の先頭に立ったからこそ殺されたのです。サンロケ・ダム事業を支援し、このような状況に手をうたない日本政府も責任を負わねばならないでしょう。さらに、日本政府はフィリピンに対する最大の政府開発援助供与国です。フィリピン政権が超法規的な殺人に関与しているとすれば、日本はそのような政権の存続に手をかしていることになります。

そのような支援はやめて、犠牲者のための支援を行って欲しい。日本の納税者も同じ人間として、そう思ってくれるのではないかでしょうか。

また、日本は国連人権理事会のメンバーでもあります。国連の場でこの問題を取り上げ、即刻に真相を究明し解決するように発言することを期待します。

事態は切迫しており、緊急の行動が必要です。

(2006年9月9日、フィリピン・バギオにて)

ホセ・ドトン氏の殺害



サンロケ・ダム建設によって被害を受ける地元農民の声を代弁し、闘い続けてきた人物として知られるホセ・ドトン氏が、今年5月16日朝10時半頃、パンガシナン州サン・ニコラスで、帰宅途中にオートバイに乗った2人組の男に銃殺された。殺害の真相はわかっていないものの、前後の状況、殺害の手口などから、現在フィリピンで連続して起きている「政治的暗殺」であることが強く疑われている。

ホセ・ドトン氏は、2001年の「アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動(TIMMAWA)」設立以来、同住民団体の代表を務めており、反対運動の精神的な支柱ともなってきた。ダム建設後も、同事業によって悪化している農民の生活状況の改善のため、抗議行動や事業者との度重なる交渉を行ってきた。サン・ニコラス町農民連盟代表、バヤン・ムナ党パンガシナン支部代表。享年61歳。

問われる日本の援助

—日本が、このような状況を開拓するために何かできることはあるでしょうか?

もちろんです。ホセ・ドトンは、明らかにサンロケ・ダムの運動のために殺されたのです。通常の犯罪の犠牲

代替地一覧(五木村・相良村)

	五木村				相良村			
	高野代替地	小浜代替地	大平代替地	頭地代替地	下谷代替地	野々脇代替地	柳瀬代替地	野原代替地
開発面積(ha)	3.2	0.5	0.3	34.5	1.2	0.5	3.4	0.4
利用面積(ha)	1.6	0.5	0.3	12.5	0.7	0.3	1.8	0.4
主な施設	一般住宅 教育委員会 林業センター	一般住宅	一般住宅 集会所	一般住宅 役場、学校等	一般住宅 公営住宅	一般住宅 集会所、広場等	一般住宅 集会所、公園等	集落センター
進捗状況	昭和62年度造成完	昭和62年度造成完	平成3年度造成完	平成13年度宅地部分造成完	平成10年度造成完	平成12年度造成完	昭和56年度造成完	昭和61年度造成完

【補償基準】(1981年の基準を見直し):宅地1平方メートルあたり2万~1万3300円。水田10アールあたり300万~191万円、建物、墓、庭木などの移転料も細かく定めている。このほか、天恵物補償として1世帯一律300万円(村外移転320万円)を支給する。

【代替地】村内への移転を希望する住民のために国が造成した。最大は頭地代替地で開発面積34.5ヘクタール。住宅のほか、役場、小中高校、診療所、温泉センターなどの公共施設、商工会、森林組合などが移転する。高野(3.2ヘクタール)小浜(0.5ヘクタール)、大平(0.3ヘクタール)、下谷(1.3ヘクタール)、野々脇(0.5ヘクタール)の5つの代替地も造成された。移転できるのは水没地区住民のみ。分譲価格は頭地代替地で一坪(3.3平方メートル)約4万6000円だが、村の助成で100坪まで坪1万円で購入できる。

渡良瀬遊水池の大規模掘削計画(治水容量増強計画)を阻止するために

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

住民協議会では、渡良瀬遊水池の自然を守るために、遊水池の大規模掘削計画を阻止する活動を続けています。今回、この大規模掘削計画が治水上、無意味であることを明らかにした住民協議会の解析結果が別記のとおり、下野新聞と毎日新聞栃木版に取り上げられました。その経過とポイントを説明しておきます。

大規模掘削計画の再浮上

第二調節池に第二貯水池をつくる計画がありました。これは利水と治水を目的として1,140万m³の貯水容量を確保するために大規模な掘削を行うものでしたが、十数年におよぶ住民協議会の反対運動があって、2002年8月に中止が決定しました。

ところが、2003年度になってから、第二貯水池計画のうち、治水目的500万m³の掘削を復活させる計画が浮上してきました。当初計画の半分以下になったとはいえ、その容量は第二調節池全体を1mも掘削しなければ確保できないほどの大きさですから、もしその掘削が行われれば、やはり遊水池の自然に非常に大きな打撃を与えるものになります。

わずか3%の治水容量の増強

治水のためということですが、500万m³の掘削が本当に必要なのでしょうか。実際にはこの掘削は治水の安全度を向上させるものではありません。

渡良瀬遊水池はもともと洪水調節を目的につくられたものです。その洪水調節容量はすでに17,180万m³も確保されています。500万m³の掘削計画とは、遊水地の調節容量をあと500万m³増やして17,680万m³にするということなのですが、その増加率はわずか3%しかありません。ですから、その効果は微々たるものです。この500万m³による利根川・栗橋地点の洪水ピーク流量削減効果は国の計算でもわずか1%でしかありません。

200年に1回の洪水の時だけのわずかな効果、1998年9月洪水の時でも6割以上の余裕がある遊水池

しかも、国の計算でもその17,680万m³の調節容量が必要となるのは、200年に1回という、きわめて大きい洪水が来た時だけなのです。それより小さい洪水の時は遊水池の調節容量は十分な余裕があります。最近では最も大きな洪水であった1998年9月洪水の時でも渡良瀬遊水池の洪水調節容量は6割以上の余裕が残っていました。

現在の利根川は堤防などの整備の状況が未だに40~50年に1回の洪水に対応できるかどうかという段階です。200年に1回という大洪水が来たら、当然のことながら、利根川は氾濫する危険が生じてしまいます。遊水池にあと500万m³の調節容量を増強してもそれが役立つ前に、利根川は氾濫の危険にさらされてしまうのです。ですから、治水対策として力を入れるべきことは河道の整備であって、遊水池の500万m³の掘削に巨額の公費を投じることは治水対策として誤った選択なのです。

